
平成23年 第4回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成23年12月14日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成23年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案78号由布市市営住宅条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第3 報告第15号 平成23年度由布市土地開発公社の事業計画等の変更を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第16号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第5 報告第17号 行政監査の結果に関する報告について
- 日程第6 議案第74号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第7 議案第75号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第76号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第9 議案第77号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第79号 市道路線の廃止(岳本中央線)について
- 日程第11 議案第80号 市道路線の認定(岳本中央線)について
- 日程第12 議案第81号 市道路線の認定(花園無田川線)について
- 日程第13 議案第82号 市道路線の認定(西川松ノ本線)について
- 日程第14 議案第83号 市道路線の認定(田中市線)について
- 日程第15 議案第84号 平成23年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第85号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第86号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第87号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第88号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第89号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程
- 日程第1 議案第90号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第2 議案第91号 由布市市営住宅条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案78号 由布市市営住宅条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第3 報告第15号 平成23年度由布市土地開発公社の事業計画等の変更を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第16号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第5 報告第17号 行政監査の結果に関する報告について
- 日程第6 議案第74号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第7 議案第75号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第76号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第9 議案第77号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第79号 市道路線の廃止（岳本中央線）について
- 日程第11 議案第80号 市道路線の認定（岳本中央線）について
- 日程第12 議案第81号 市道路線の認定（花園無田川線）について
- 日程第13 議案第82号 市道路線の認定（西川松ノ本線）について
- 日程第14 議案第83号 市道路線の認定（田中市線）について
- 日程第15 議案第84号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第85号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第86号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第87号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第88号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第89号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程
- 日程第1 議案第90号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第2 議案第91号 由布市市営住宅条例の一部改正について

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |

13番 淵野けさ子君
15番 佐藤 正君
17番 田中真理子君
20番 工藤 安雄君

14番 太田 正美君
16番 佐藤 人已君
18番 利光 直人君
21番 生野 征平君

欠席議員（1名）

19番 久保 博義君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君
書記 馬見塚量治君

書記 江藤 尚人君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	島津 義信君
総務部参事兼総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	人事職員課長	平井 俊文君
契約管理課長	森山 金次君	税務課長	生野 博文君
監査・選管事務局長	二宮 正男君	会計管理者	工藤 浩二君
産業建設部長	佐藤 忠由君	農政課長	工藤 敏文君
建設課長	麻生 宗俊君	水道課長	秋吉 一郎君
都市・景観推進課長	柚野 武裕君	農業委員会事務局長	小野 道幸君
健康福祉事務所長	河野 隆義君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	津田 淑子君	健康増進課長	衛藤 義夫君
環境商工観光部長	溝口 博則君	環境課長	生野 重雄君
商工観光課長	松本 文男君	挾間振興局長	志柿 正蔵君
庄内振興局長	服平 志朗君	湯布院振興局長	古長 雅典君
湯布院地域振興課長	日野 正彦君	教育次長	河野 眞一君
教育総務課長	森山 泰邦君	中高一貫教育推進課長	中和田 久君
消防長	加藤 康男君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、連日の本会議になりますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。久保議員から病気療養のため、欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

日程第1. 一般質問

○議長（生野 征平君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも、簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

通告制となっておりますので、質問を許可します。

6番、小林華弥子君の質問を許します。6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 皆さん、おはようございます。6番、小林華弥子です。一般質問も最後3日目となりました。最後のひとりですが、いつも、一般質問の順番は12番議員さんが1番最後のトリを務めるのが、ほぼ慣例となっておりますが、今回、私が最後に回ったので、傍聴者の方は勘違いして来られてる方がいて、大変申しわけないんですが、私がトリを務めさせていただきたいと思います。

今回、大きく4点について、質問をさせていただきます。

まず、1点目、地産地消ブランド推進協議会の事業についてお伺いをいたします。

地産地消ブランド推進協議会が発足しまして、いろいろ事業が進められているようですが、この推進協議会を設立した当初の目的と事業計画及び、今、実施している各種事業の方向性というのは、どういうふうに位置づけられているのか。

それから、地域の農産物と市内にある観光消費市場とのマッチングというのが1番の事業目的だったと思いますが、この事業は具体的にどのように進められているのか、教えてください。

2点目、公共施設の配置計画と大型公共事業の計画、その順序づけについてお伺いをします。

湯布院地域にあります国民宿舎ですとか、旧社会福祉協議会があった建物の跡地については、どういうふうに跡地利用を計画してらっしゃるんでしょうか。これまで何度も質問が上がっていましたが、具体的な計画がどこまで進んでいるのか、教えてください。

それから、学校施設や公民館の建てかえなど、市内の大型な公共事業を数年度単位で事業計画しているのかどうか。数年度単位での事業計画があるのであれば、それを公表して、周知をする考えがあるかどうか、お伺いします。

また、公共施設の配置計画をつくると言っておりましたが、この計画はでき上がっているのかどうか、教えてください。

3点目、湯布院地域における観光インフラについてお伺いをいたします。

湯布院地域の観光客向けに統一案内看板や地図などが出されておりますけれども、こういった看板や地図の更新や維持管理といったものは、どのように行っているのか。湯布院の観光協会任せにするのではなくて、公共表示を含めて、案内や誘導表示についての方針や手法といったものを行政と一緒にすり合わせて、維持管理体制をつくる必要があるのではないのでしょうか。こちら辺の体制をお伺いいたします。

それから、湯布院地域の駐車場問題について、最近、湯布院中心部に急増している時間貸し駐車場。いわゆるコインパーキングが急激にふえています。これに対する対策は考えているのか、どうか。

また、湯布院中心部の交通総合計画というものがあつたと思いますが、その交通総合計画は、その後、どうなったのか、教えてください。

最後、初日の市長の行政報告を聞いて、気になることについて、追加質問を出しました。

由布市観光におけるインバウンド対応についてです。市長は、議会初日の行政報告の中で、久大地区商工振興連絡協議会の視察研修に同行して、台湾に行かれて、そこで、インバウンド観光推進の官民一体となった積極的な仕掛けの必要性を強く感じたというふうに、行政報告されました。これをちょっと聞いて、びっくりしたんですが、由布市の観光振興におけるインバウンドについては、どういうふうに考えられているのか。特に湯布院などを中心とする由布市の観光振興においては、インバウンド集客に力を入れるのではなくて、むしろ、一過性のインバウンドには頼らずに、もともとの観光の底力を強めていくということが必要なのではないかというふうに考えられますが、市長はインバウンドについて、どういうふうに考えられているのか、お考えを聞きたいと思います。

再質問については、この席で行わせていただきます。（「ちょっと、インバウンドっちゃ、何ですか。日本語で教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 市長。（「わかりません。インバウンドって、どういうことですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「後で言います」と呼ぶ者あり）

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問の最後になりましたけれども、6番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地産地消ブランド化推進協議会の事業についてであります。由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会は、農業、商業、商工業、観光業の相互連携を図りながら、創意工夫による地産地消の普及と定着並びに特産品の開発とブランド化を推進しまして、由布市における産業の振興と地域再生を図ることを目的としております。

また、今年度は地産地消や特産品ブランド化の機運を高め、人材育成を図ることを目的として、地産地消や農産加工の推進、新しい農業など、11種類のセミナーを随時開催しております。各種セミナーでは、参加者の意見やアイデアをいただきながら、地産地消の仕組みづくりや新たな特産品開発、安全でおいしい農産物のブランド化戦略などについて、研究を行っているところであります。今後、実現化に向けて、取り組みを進めていく予定にしております。地域の農産物と市内観光、消費者とのマッチングについてはセミナー参加者、ブランド推進協議会の皆さん、また、協議会職員が、農業や観光の関係者を訪問することによりまして、情報を交換をしているところであります。また、協議会のホームページを活用して、生産者から情報収集を行い、消費者へ情報提供を早期に行えるように努めてまいりたいと思っております。

現在、地産地消の取り組みの一つとして、農業と観光の連携によるお取り寄せ鍋セットの販売を開始しておりますが、これは農業生産者と由布市内の4つの直売所、そして旅館が連携した新しい取り組みであります。今後もこのような取り組みをさらに広げていきたいと考えておりますし、現在、進めている新たな農産加工品や特産品の流通につきましても、市内の観光関連機関と連携をして進めてまいりたいと考えております。また、そういう計画であります。

次に、公共施設の配置計画と事業計画についてであります。

国民宿舎跡地につきましては、長期的利用計画について、引き続き、利用計画策定委員会で協議をいただいているところであります。短期的には宿泊棟を解体し、残った研修棟は現在の利用形態を含めて、有効に活用してまいりたいと考えております。

旧福祉センターにつきましては、老朽化が著しいことから、解体した後は、当面、市有地として管理をしてまいりたいと考えております。

学校施設につきましては、由布市教育委員会で平成28年度までの耐震化整備計画を策定しており、児童生徒の安全を守るために、最優先で建てかえや耐震化補強工事を進めているところであります。この学校施設の整備計画は耐震診断結果とともに、市のホームページでも公表しております。公民館を含めた他の公共施設につきましては、現在、施設台帳整備を進めておりますので、その作業と並行として整備計画と配置計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、湯布院地域における観光看板についてであります。観光案内看板につきましては、由布市総合計画の中でも定めておりまして、毎年老朽化している物については、補修などの整備を行っております。また、県道などの案内板につきましては、県にお願いをして、表示の変更など

を行っているところであります。こうした観光案内板の維持は観光施設へスムーズに到着できる目的とともに、地域イメージの向上にも役立つものと考えております。湯布院地域における観光案内板は、市が設置した物、観光協会が設置した物、2種類ございまして、それぞれが管理をしているところであります。案内板が乱立することは好ましくないことでありますので、観光協会などと十分に協議をしながら、設置と維持ができるように進めてまいりたいと思います。散策マップにつきましては、必要量を観光協会から由布市が買い取り、観光宣伝や来訪者への配布をしております。引き続き、このような取り組みをしてまいりたいと考えております。

時間貸し駐車場につきましては、由布院の街中に急増している状況は、私も承知しております。合併前に交通渋滞の緩和を図るため、交通社会実験を行い、その中で、パークアンドバスライド、パークアンドレールライド、田園地区での無料駐車場設置事業を行い、中心部へ流入する観光自動車を減らす実験を行いましたが、湯布院地域の交通総合計画の策定までには至っておりませんでした。その後の社会情勢の変化や経済状況の悪化に伴いまして、遊休地を活用するのに容易な時間貸し駐車場が増えているものと考えられます。今後は、駐車場のあり方を含めた交通体系の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、インバウンドについてであります。国内経済が長い低迷が続いておりまして、国内の観光需要は減少する一方となっております。今回訪問いたしました台湾では、2010年に10%を超える経済成長がありまして、経済の力強さを肌で感じたところであります。その他のアジア新興国もいずれも高い経済成長を維持しておりまして、市場としてのアジアという広い視野から、由布市にとっても必要であると考えたところであります。

これまでの由布市におけるインバウンド対応といたしましては、韓国語や中国語、英語版の指差し会話集や由布市観光のガイドマップ、湯布院ガイドの作成を行ってまいりました。昨年、作成いたしました「由布市観光基本計画」の策定会議におきまして、インバウンドについての協議が行われましたが、統一した基本方針は示すことはできず、今後の課題となっております。

これまでも申し上げましたように、由布市の観光は「着地型観光の推進」が基本であります。したがって、観光に携わる方々の地道な活動に地域に根差したものであるというふうに考えております。それが大きな魅力であると考えられます。だれもが感じることのできる、この魅力が国内の観光客を増やすことにつながって、豊かになったアジア新興国の観光客の引きつけることにはなるのではないかと考えております。今後のインバウンド対応につきましては、由布市の各観光協会や各商工会と十分に協議をしながら、由布市に適した取り組みを模索してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。それでは、順番に再質問をしたいと思えます。

まず、地産地消ブランド化推進協議会の事業なんですが、今、市長からも御説明があったように、今年度やっている事業というのが、主に11種類のセミナーを次々と開催してると。それはよくいろいろ市報にも織り込まれて、いろんな講習会の案内が私の手元にもあります。社会人のマナー講習ですとか、おもてなし接客講習ですとか、いろいろあるんですが、地産地消ブランド推進協議会の事業の中身ですよ。ちょっと、どういう事業を計画しているのかということで、担当者のほうにお伺いをしたら、大きく2つに分けて、事業計画をしてるというふうに説明いただきました。一つが、農業、商工、観光の連携ということで、観光と農業のマッチングとか、地産地消にかかわる情報の受発信、あるいは、特産品開発をしたいとか、新規就農者の相談窓口を設けるとかいったような、農業、商工、観光の連携システムをつくるという柱が一つと、もう一つは、地域雇用創造推進事業というような事業で、いわゆるセミナーを開催してるというんですね。それぞれ目的がある事業だからいいんですけども、一番、そもそもですね、この地産地消のブランド推進協議会を立ち上げてやりたいと、一番言っていたのは何かといたら、今、市長のお話にもありましたように、要するに、市内の農業と商業と観光を結びつけていくという部分がメインだったと思うんですよ。その機運を高めるために、まず、人材育成をするために、セミナーをしてるんだということですけども、どうもやることが、当初の目的と違うんじゃないかなという感想を非常に強く抱きます。人材育成と言いながら、その人材育成の中身を見てみると、社会人のマナーとか、ビジネスマナーを身につけるとかいうような講座をやっていて、どうして、これが農業の人材育成になるのかというのが、ちょっと理解できないところが多いんですが、力を入れるべきは、ちょっと、別のところにあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、このセミナー開くのが悪いって言うわけじゃないんですけど、地産地消ブランド協議会としてやる事業なのかということに非常に疑問に感じるんですけど、そこは、どうして、こういうセミナー開催に重点的に力入れてるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。お答え申し上げます。

現在、地産地消ブランドの推進の一つの手法として、先ほど議員おっしゃられました地域雇用推進事業を入れております。これについては、一定の目標がございまして、雇用の推進も、それも一つの大きな目標がございまして、その手法の一つとして、取り入れた雇用の推進事業の一つの目標というか、課題ということで、より多くの就業機会を得るためのセミナーも開催しておりますし、そういう目的というか、そういう推進事業の目標の達成のためにやっていることとさせていただきます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） その目標が何なのかってことなんですよね。大きな目標は、やっぱり、由布市内の農業と商業と観光、その地産地消を発展させるためですよね。そのために農業者も育成しながら、それから流通マーケットもつくっていきながらというのが目標ですよね。その目標のための人材育成っていうところまでわかるんです。じゃあ、その人材育成の中身を見てみたら、何で、社会人のビジネスマナーなんですかね。こういう雇用の拡大というのは、それは別の部署がですよ、由布市の、例えば、若者定住促進であるとか、雇用の拡大の部署がやるんだったらわかりますけど、その地産地消を目的としているところがやる人材育成の中身じゃないんじゃないかと思うんですけども、そこら辺どうして、どういうふうに検討してらっしゃるんですかね。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） お答えします。

先ほど申しあげましたとおり、雇用推進の事業を取り込むためにも、ぜひとも人材育成は必要、地産地消の人材育成は必要であることとともに、この雇用推進事業の一つの雇用拡大を図るものとして、そのような取り組みが必要であるということでやっております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 苦しい答弁ですけど、セミナーをやるのが悪いって言うてるわけではないんですよ。だけど、私は、このブランド推進協議会をつくった目的ですよね。それに、その目的のために、まず、やるべきことが違うんじゃないかと。せつかく、ここまで協議会立ち上げてですよ、全国から職員2人も雇って、やるべきことが違うんじゃないかと。やってることが、間違っていないけど、最初にやるべきことは、こういうことじゃないと。最初にやるべきことというのは、何かっていったら、やっぱり、由布市内の地元の農業と観光市場、消費市場、どうやって結びつけるか、そのシステムづくりが当初の目的だったはずだと思うんです。それは、課長、頭抱えてらっしゃいますけども、さんざん、昨年度、一昨年度から、ずうっと提起されていて、ようやく立ち上がった協議会が違う目的のことに突き進んで行ってしまっちは、もう何もできないという危機感を抱いてるんですよね。観光と農業のマッチングをどういうふうに進めているのか、そっちのほうの事業に、重点的に、もうちょっと力を入れてもらいたいということなんです。そのマッチングの事業なんですけども、先ほど市長の御答弁の中では、新たな特産品開発のために、いろんな参加者や協議会委員が情報交換をしていると。それからホームページを使って、その生産者と消費者との情報交換をやりたいということだったんですけど、もうちょっと、具体的に、今、やりたいということじゃなくて、今まで、この農業と消費市場のマッチングとい

うことを具体的にどういうことを進めてこられたんでしょうか。その情報なんかは、どういうふうを集めてこられてるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 情報につきましては、協議会職員や地産地消セミナーに御参加の皆さんの情報を得ておりますし、各種団体を約20から30ぐらいは、既に協議会職員が回って情報を得てると思います。

それから、具体的な取り組みですが、現在は農業生産法人が生産しております黒大豆の焙煎などを行って、大豆茶といますか、湯布院の川西のゆふいん珈琲さんですかね、それと、直販所が連携して、生産者と、あるいは販売者、それから加工者が連携した取り組みを現在行っておりまして、既に県の補助金もいただきました。機械も導入するように準備しておりますので、この取り組みにも力を入れて、何とか特産品ブランドの第1号的なものを開発したいと、今、進めておるところでございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 私、やり方が随分違うなど、素人ながら、口幅ったいこと申しませうけど、思うのは、今まで、旧湯布院町時代からもそうでしたけれども、農業と観光市場をくっつけよう、くっつけようというのは、さんざん言われてきたんです。だけど、どうしても、なかなか、それが進まないのは何かっていったら、やっぱり、その間に立つ人。間に立つ組織をどういうふうにつくるのか。それぞれ農業には農業で生産していながら、全然市場にも出せずに、そのまま近所に配って終わってる農産物がいっぱいあるし、消費市場には消費市場で、地元の野菜を使いたいと言いながら、その一定量の確保ができなかったり、品質がそろわなかったり、そのマッチングがうまくできないがために、それぞれの生産市場と消費市場があるのに、それがうまく結びつけられないということが、ずっと課題だったわけですよ。そこをどうつくるのかということのために、このブランド推進協議会ができたというふうに、私は思ってるんですけど、そこのやり方をね、まずは、その情報集めろと。集めるのも、協議会に出てきた人たちに聞くのではなくて、それは歩いて、職員が自分で集めることですよ。私、これ前回の一般質問のときにも言ってるんですけども、やり方として、待ってて、そのホームページの情報集めて、机の上で情報くださいって言ったって、だめなんで、そういうものは自分の足で歩いて、職員がそれぞれの農家を回って、どこの農家の裏の畑に、今、何がとれて、できるとか。あそこのだれだれさんは何をつくるのがうまくて、今度はこういう物を作付したとか、そういうことを毎日毎日歩いて、自分の体と自分で会話をしながら、そういう情報を得て、それから、例えば、湯布院の旅館なんかを回って、厨房を裏から入っていけるような関係をつくって、今、あそこの旅館では、こういう食材を使って、こういうメニューを出そうとしてるから、こういう野菜が必要なんだとか

ですね。そういうことを職員が自分で歩いて、歩いて、回って、その人がマッチングをさせるということをやらないと、先にシステムをつくって、ホームページをやりますとか、協議会やりますから、そこに情報を集めてきてくださいとかっていうのでは、できないと思うんですよ。そういうことをやるために、私は専門職の職員、それにかかりっきりになれる職員を雇ってくれたんだと思うんですけど、そういうふうに、職員の人たちに動いて、歩いて、働いてもらいたいですけど、それはいかがなんでしょう。そういうことをやってくださってるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 議員御指摘のとおりかと思われます。先ほど市長答弁もありました、お取り寄せ鍋セットも、実は直販所で箱詰め等、あるいは、農業者の皆さんから材料を集めてという作業を進めておるところですが、直販所の皆さんの御意見聞きますと、これは非常に大変だということで、やっぱり、つなぐ役目の人、コーディネートというんですかね。そういう人が絶対必要だと思われます。そういう人が地産地消セミナーなんかの中から出てきてくれると、非常にありがたいと思いますし、職員については御指摘のとおり、今も、現在も、じつと事務所におけるわけではありません。一所懸命動いておりますので、私どもも一所懸命、情報収集に歩いてまいりたいと考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 湯布院の事例は、もう皆さん、御存じだと思うんですけども、ある湯布院の農家と湯布院の旅館の料理長が昔10年ぐらい前に立ち上げて、直接、その取引を始めたんですよ。その旅館の料理長は、湯布院の料理研究会までつくられたんですけども、自分が湯布院の旅館料理をつくるのに地元の野菜が欲しい。だけれども、入手できないというので、自分で農家を回り始めたんですよ。そうすると、どこの農家も、農協とか、市場に出せば、一定金額で買い取ってもらえるから、そんな、あんたの旅館のためだけにつくるわけにいかないし、つくったって、いいときはいいけど、悪いときは悪いというようなときに、どうしたらいいかって言ったら、その旅館の料理長は、とにかく、くどいて、くどいて、毎日のように、その農家のお父さんの所に一升瓶持って行って、説得したらしいんですよ。できても、できなくてもいいから、とにかく、こういう野菜をつくってくれと。そしたら、自分が全部それを買取ると。いっぱいできすぎても、できなくても、買取るから、それをつくってくれと言って、つくってもらって、それで買った野菜で、いろいろ料理の研究をして、地元の野菜の料理をメインにして、作り出した。そういうことをやっていくうちに、農家の人たちもだんだん意識が変わってきて、それで、旅館の料理長たちのために、自分たちは作付までするようになったわけですね。そうなったときに、農協の市場に出すんじゃなくて、自分たちで直接市場とつながるといふことの喜びを生産者の人たちも感じ始めた。そういうことをやっていくうちに、今度は自分たちで店を出し

始めてるわけですね。そのときに、直接、お客さんが何を求めているかということを農家の人が知る。それだったら、こういう野菜をつくろうというようなことを自分たちで始めてるんです。その農家のお嫁さんは、もう、もちろん、皆さん御存じの方だと思んですけども、自分の所の農家だけでできない野菜があったら、近所のおばあちゃんたちがつくっている所に加勢してもらって、ほかの人たち、ほかの農家でつくっている野菜を集めてきて、それで売ってるわけですね。その間に入った料理長ですとか、そういう農家のお嫁さんたちが自分たちで情報を集めて、今、どこで、どういうものができているかっていうのを集めて。それを私は人的ネットワークでできているんだと思うんですね。今、課長は、そういう人を育てるために、研修の中から、その人を育ててもらいたいというのは、もちろんわかるんですけど、先にそういう人を育てるよりは、まずは職員が自分たちで、それをやってほしい。どうして、職員を雇ってまで、市が協議会をつくってまで、そういうことをするかっていったら、それは時間とお金とがかかるんですよ。やっぱり、人と人の信頼関係ですから、いきなり、ぽっと人が来ても、農家の人たち、なかなか信用しませんし、それから、消費市場だって、そういういきなり来た人たちに言われて、物を買うわけではないですから、そこを、時間をかけて、時間をかけて、今、こういうことをしようとしてるんだって、その人が信頼関係を得て、初めて、じゃあ、あんたが言うんだったら、そういう所に出してみようかなとか、あんたが言うんだったら、そういう物をつくってみようかなと。そういう信頼関係をつくるのに時間がかかるし、それがすぐには利益にはならないですよ。利益にはならない、お金にはならない。それから片手間ですることではない。そういう時間とお金と手間がかかることを自分たちだけでやれないから、だから、市が、今、こうやって、協議会つくってやるということが重要なんですね。じっくり、そのために、まずは職員が自分たちで動いて、そういう時間とお金と手間をかけてでもやってほしいと思うんです。もちろん、鍋セットもいいんですよ。でも、鍋セットはね、私は順番が違うと思うんです。鍋セットとか、そういう形にするのは後ですよ。そういう人間関係ができて、システムができて、ネットワークができて、そうやって、市内の生産現場と消費現場がつながって、いろんな物が生み出されるようになって、初めて、その成果物として、鍋セットみたいな物ができるわけで。先に鍋セットをつくろうと思って、まだ、ネットワークもできてないのにね、そういう、先に、形にしよう、しようとするこぼっかり先行すると、私はやり方を間違えると思うんですね。ちょっと、口幅ったいこと言いましたけど、ぜひですね、セミナーばっかりに力を入れたりするのではなくて、もうちょっと、この後半期の、この地産地消ブランド推進協議会の事業の進め方と、事業の内容を見直して、抜本的なやり直しが必要なんではないかなというふうに思いますが、そこら辺、ちょっと検討していただけませんか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 検討いたしてまいりたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひ、今後、せっかく立ち上げた協議会ですし、この取り組みが失敗したら、私、もう二度とですね、由布市の観光と農業のマッチングなんていっても、できないんじゃないかと思うんで、せっかくなので、ぜひ、実りある事業にさせていただきたいと思えます。

それから、2点目の公共施設の配置計画ですが、国民宿舎が引き続き長期的にどうするかを考えると、社協も解体して、当面、市有地として置いておこうと。当面、当面の話はいいんですけども、基本的に公共施設の配置計画というものを中長期的な視野でつくれと、私はさんざん言ってきました。つくってるんでしょうか。でき上がってるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうからお答えいたします。

以前、私のほうも、同じような指摘を受けて、つくっていききたいという答弁をしたと思います。平成22年度の緊急雇用の事業で、余り施設の台帳というのがそろってなかったものですから、いろんな施設の台帳の現データを集積をいたしました。今現在、それを再整備してるところなんですけど、実は、優先順位の決め方とか、それから各地域のそれぞれの考え方とか、いろんなものもございます。まさに、これは、本来、総合計画の中にきちっと位置づけられるべきものでもありますし、そういったことも含めて、いずれにしろ、将来的には、こういったものが必要だということを決めていかなきゃいけませんけど、まだ、できていないのが現状であります。その中で、ここにお答えしましたように、はっきりしてるやつ。いわゆる教育施設、学校の耐震化の計画については、一応、28年度までの計画についてお示ししてるところであります。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 同じことを3回、4回目ぐらいですね。1番最初に言ったのは、平成21年の6月のときでしたよ。公共施設の配置計画っていうのがあるんじゃないですかと言ったら、そのとき、副市長が同じことを言われてました。全体を見渡した計画の必要性というのは痛感しております。そのとき、もう合併して、もう4年がたとうとしておりますので、当然ながら、それぞれの施設の耐用年数などを見直しながら、今後、全体のことを考えていかなきゃいけない。と、このときに答えてくれました。市長もですね、どこに、どういうふうに施設を集積するのかということについては、計画や、市民の皆さんや、地域の皆さんの声を十分反映させながら、総合的に、そういう計画をつくっていかなくちゃいけない。その後、6カ月後ぐらいに、もう一遍、質問が出てます。これ、同僚の廣末議員の質問に対する答弁で、施設の整備計画あるのかと言ったら、市長は、公共施設の整備計画については、今、策定されていない。しかしながら、

由布市全体の公共施設、整備計画の必要性は強く感じてますので、早急に策定をしていきたい。その後、私も重ねて聞いたら、副市長も、今後は早急に公共施設を再配置計画を立てる。それから、さらに1年後ですよ。また、平成22年の12月で、また質問したら、市長は、今後は、それぞれの施設ごとの配置計画をつくってまいりたい。つくってまいりたい、つくってまいりたい。早急に、早急にといいながら、もう2年半以上たってるんですよ。何が早急になのかと思うんですが、どうして、つくれないうんですか。今、データを管理してるっていうのは聞きました。それもね、去年、1年以上前に、今、それぞれの施設ごとの、施設の一覧表の台帳をつくってるって、1年以上前に言ってるんですよ。データ整理がもう終わってるんだったら、どうして、その公共施設の配置計画ができないのか。つくるために、具体的に、例えば、そういう配置計画をつくるための体制なんかをつくってるのかどうか。何にもしてないんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

本当に、まだ十分進んでないというのは現状であります。一つは、今後の財政のこともありますし、財政事情も考えながら、いろいろ考えていかなきゃいけないということと、やはり、施設の、正直なところ、整理統廃合に関する方針というのは、まだ正確にできてないところがございます。そんな中で、以前、台帳整備ということで、どこに何がある。どの施設が、耐用年数がどのくらいであるとか、そういった、実を言うと細かなところまでの調査ができてなかったということで、平成22年度には施設の全体、それから構造、それから、いつ建ったのかと、そういったデータをきちっと図面にして、今、プロットしてるという状況でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 私はね、その公共施設の配置計画を早くつくれと言ってるのは、早く建てかえをしるとか、そういうことを言ってんじゃないんですよ。計画を早くつくって言うてるんです。それからね、台帳の整理、もちろん重要です。市内にどういう公共施設があって、耐用年数どのくらいあるか。だけどね、そういうデータがないと計画つけれないわけではないんですよ。計画というのは、将来的に、由布市の中に、どこに、どういうふうに公共機能を置くかという、町の設計図つくるわけですよ。先に、その設計図をつくった上でデータ整理をしたら、今、あそこに、こういうふうに分散させているし、ここが早急に建てかえとか、老朽化が進んでるから、じゃあ、この機能は、つくった計画の中では、ここに集めようという話だから、じゃあ、そこに、順次建てかえをしていこうとかですね。あるいは、その計画をつくったら、その計画をつくった中で、この施設はまだ新しいから、このままでいいとかっていうのが、後からの台帳整理のデータで出てくるんでね。データの整理ができないと計画立てられないというのは違

うと思うんですね。計画立てるといふのは、要するに、ビジョン示すことですよ。由布市をどういうふうに設計していくのかということをしなきゃいけない。それをなかなか議論してたら、時間がかかるので、大変な問題ですってやらないでいるのは、私はそれも財政的に問題だと思いますよ。これ、前も言ってるんですけど、同じこと、私、もう一度言います。こういうことをきちんと計画を進めないと、そうしないと、今ある施設をとりあえず、計画もなしにどんどん古くなったから、改修していかなくちゃいけない。建てかえていかなくちゃいけないっていうようなことを繰り返すと、かえって、コストがかかってしまうわけです。毎回毎回の予算、補正予算も上がってますけれども、雨漏りがしたとか、耐震補強をしなくちゃいけないとか、ボイラーが古くなったとか、そのたんびごとに、決して、安くはない費用をつぎ込んでいくわけですよ。だけど、それは先々計画をしてみたら、例えば、廃止したり、売却したりすべき施設だったかもしれない。だけど、それが、計画がないがために、どんどんお金をつぎ込んでいってしまう。そういう場当たり的なことをしていくことが、かえって、財政に対しても圧迫させる。これ、前、同じこと、私、もう一遍繰り返して読んでるんですよ。だから、早く、先に計画を立てる必要があるんじゃないですかと言ってるわけですよ。わかってらっしゃるのだったら、どうして、その計画を立てようとしらないのか。私、これ、こういうことを2年以上、2年半、3年前から言われてて、やらないで、しかも、財政的にも、こういうことで、マイナスですよと言われながら、計画すら立てようとしらないというのは、行政の怠慢ですよ、これは。はっきり言っていただきたいんですけど、きちんとビジョンを立てる気があるのかないのか。あるんだしたら、どういう体制で、いつまでに、どういう体制づくりをするのかということをごひ言っていただきたいんですが。（「本庁舎だけ、待ったなしやけんね」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 答えがないということ自体がですね、計画性を持っていないということですよ。これね、市長が任期4年のうちに、2年半もつくる、つくると言いながら、計画一つつけれない。今、場外からも言葉出ましたけど、本庁舎ばかり急いでいて、本庁舎方式だっていますね、そういう総合的な町の公共施設の配置計画なんかがあった上で、最終的にどうやって、公共施設機能を配置するかっていうのがリンクさせる話なんですよ。市長は何か今度の3月だか、何月かまでに示したいなんて言ってますけど、そもそも公共施設の配置計画ができていないのに、本庁舎だけ、どうつくるかなんて、出すのは言語道断だと思いますので、言っておきたいと思います。

もう一つですね、文教施設についてなんですけど、学校については、平成28年度までに耐震調査の結果を見ながら順次やっていくというのはわかりますが、これ、ちょっと基本的に確認したいんですが、つくる気があるのかないのか、わかりませんが、つくるべき、つくる必要がある

と私は思ってる公共施設の配置計画をですね、もし、やるとしたときに、こういう文教施設、学校施設は別に考えて配置を検討するべきだと考えてらっしゃるのか、あるいは、そういうものも一体的に考えるべきだと思ってるのか、そこら辺の考えを聞かせてください。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） この学校耐震化というのは、非常に喫緊のテーマであるということで、本来、学校の敷地もどこかに統合するという形で考えるのかというお話ではないかと思うんですが、現在、教育委員会のほうでは、基本的に、将来的にも、基幹校となる湯布院、庄内、挾間の中学校、それから主な主要の小学校、これについては、耐用年数がたってる学校については、基本的にはもう建てかえていこうという方針で臨んでいます。その他の小学校については、耐震補強等で対応していきたいということで、計画を立ててるところです。位置的には、基本的には、統廃合といいますか、どっか、別の場所に立てるという計画にはなっていないと聞いております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） それはですね、多分、そうだろうと思うんです。それは、学校施設の建てかえだけを見たときにそうなんですよね。別に移転する必要はないと。今の場所に建てかえていこう。それはそれで、学校施設の計画を進めていながら、一方で、今後、市全体の公共施設の配置を見直したときに、学校の位置と配置しようとする公共施設の機能とが合ってるかどうかということも検討していかなくちゃいけないわけですね。例えば、公民館なんかも、湯布院の公民館も庄内の公民館も大分老朽化してますよね。ああいうことが、改修になるのか、建てかえになるのか、移築になるのか、そんなに遠い将来の話じゃないんですよね。それまでに、きちんと、そういう文教施設の機能を、それぞれの地域に、どこにどういうふうに配置するのか。そういうビジョンがないと、とりあえず、どんどん、どんどん、先に、小学校や中学校ばかり建てかえていった後、そういう、ほかの公民館機能とかをどうするのかといったときに、それにあわせて、追いつかなくちゃいけなくなってきた、そうすると、全体的に、市として、公共施設の機能をどう分散あるいは集約させるのかということが抜本的に検討できなくなってくるんですよね。だから、そこら辺を含めて、学校のほうは先行してますけれども、それにあわせて、早く、一般の公共施設のほうも、それと一体的な検討する必要があるんじゃないかということを目指したいというふうに思っているんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

私も大変悩んだんですが、例えば、由布院小学校の建てかえに関して、実をいうと、由布院は非常に土地が高い所なものですから、やはり、現在ある土地を有効に活用するという面から考えたときに、小学校の移転というケースも一つ考えられました。ただ、私も、最後、やっぱり、あ

の場所に小学校を建ったのを見て、やっぱり、子どもの声が町なかから聞こえるということのよさもあるし、なかなかすべてがうまくいかないということなんですが、先ほどおっしゃられました庁舎の再編のことも含めまして、やはり、今後、どういった形になるかわかりませんが、施設というのは、やっぱり、市有地の中でうまく、それから市有地だけではなくて、やはり、全体の人の集まる場所をどう生かすかという視点は必要だと考えておりますので、できる範囲で努力していきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） できる範囲ではなく、小学校の建てかえのときに、私、さんざん、いろいろ言いましたよね。あのときも、結局、そういう公共施設の総合的、中長期的なビジョンがないから、当面、そこで建てかえるしかないって結論になったんでしょうと。それを、建てかえてみたら、近くで子どもの声が聞こえてよかったなんて、そんな無責任なことを言わないでください。きちんと計画をした上で、あそこの場所が最適だと思ったから、あそこに配置するんだということを言えるためにも、公共施設の配置計画をしっかりとつくるように進めていただきたいと思います。

次、看板のことについてお伺いをいたします。

今、市長の答弁からもありましたように、市内には、特に、湯布院の観光客向けの看板ですね。市が設置してる公共施設の案内と、それから観光協会が独自に設置しているいろんな施設を案内する看板とか、乱立をしている状況です。市は市で、観光協会は観光協会で管理はしているんでしょうけれども、今後、協議をして一体的に進めたいといったときに、看板の出し方にも、いろんな手法があるわけですよ。ちょっとお配りさせていただいた資料で、今、観光協会のほうが、観光協会が独自に出している看板のやり方を変えようと、方法を変えようということで、こういう取り組みをしているそうです。通り名プロジェクトというやり方ですけども、これ、私もちょっといろいろ会議に参加させてもらっているんですが、要するに、今、例えば、何々屋さんとか、何々旅館とかいうのをお知らせするときに、案内するときに、今は住所表記で案内をしますよね。由布市湯布院町川上何々番地。だけど、観光客の人に、そんな番地を言っても、それがどこかわからないので、この通り名プロジェクトとって、通りに名前をつけて、何々通りという名前をつけて、その通りの端っこから、順番に番号を打っていくそうなんです。10メートル置きに、1番、2番と打っていく。そうすると、自分の店は、湯布院町川上何々番地にありますよと言ってもわからないけど、何々通りの何番の所の角を右に曲がってください。そこにありますと言うと、すごくわかりやすい。これ、海外なんかではよくストリート名とかがあって、オールストリート何番街とかって、何番地とか言ってるやり方と同じなんですけど。今、湯布院観光協会、旅館組合が一緒になって、湯布院の中での観光客相手の看板誘導、このやり方に変え

ていこうと言ってるそうです。出している、ここの施設名が入っている看板を撤去して、この通りの名前と番号が表示できるものに変えていこうとやっている。そうすると、いろいろ効果があって、一つは、お客さんにすごくわかりやすく施設に行ける。それから、個々の看板の乱立が抑えられるというんですね。それはそれで観光協会としてのやり方なので、それはいいんですけど、こういうことを市内で、湯布院地域内で、ばあっとやりかえていくときに、公共側の施設の表示とかいうのも、こういうやり方に合わせていかないと、お客さんにしてみると、市が出してる看板だろうが、観光協会が出してる看板だろうがわからないんですよ。それがいろんな、ばらばらのやり方になってるといふの非常にわかりにくいと思うので。観光協会、一步先行して、こういうやり方をやろうとしてるんですが、こういう手法について、公共表示のやり方を一体的に検討する必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は、市としての観光案内看板の出し方というのは、どういう検討をされてるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。質問にお答えをいたします。

市のあり方というのは、名称表示をして、観光客を誘導するような形を今とっております。通り名プロジェクトも御存じです。私も行っておりますし、その中に職員、地域振興課とうちの職員が入って、一緒になって取り組みをしておりますので、そういうよさとかですね、そういうものを検証しながら、今後については、道路標識ですので、観光課だけでいくものではありませんので、そういう通り名プロジェクトの中の内容等をまた協議しながら、取り組んでまいりたいということであります。

○議長（生野 征平君） 6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） そこ、ぜひ、一体的にやっていただければと思います。

それから駐車場なんですが、市長も駐車場、コインパーキングが急増してるの認識してるというふうに言われました。最近、目を覆うばかりのコインパーキングがすごいんですよ。駐車場問題というのは、今に始まったことではなくて、随分昔から言われてはいたんですけど、ここ最近、特にひどいなというので、ちょっと私も驚いてるんですが。ちなみに、お手元に配付させていただいた資料ですね、これ、湯布院中心部の観光商業施設の増加を1970年から調査をしている地図があります。ちょっと、最終データが古いんですけども、これ最初のページに1970年、80年があります。地図の色塗り、カラーコピーが私の安いコピー機で非常に、あんまり鮮明に出てないんですが、濃い紫は、これは旅館施設です。注目していただきたいのは、ちょっと青い、明るい青い色がついてる所ですね。これが駐車場なんですよ。1970年、80年は、このぐらいのものだったんですけど、1枚開いていただくと、90年、95年、2000年、2004年、この三、四十年の間に、一気に商業施設が広がっていっただけではな

く、駐車場が急増してるんですね。今はもう、ほとんど町の中あいたスペースがあれば、駐車場になっているというのが実態です。これは2004年までの地図ですけども、その後、ここ数年で、もっとひどいことになってるといふか、市長、今、認識があったというコインパーキングなんですけど、このコインパーキングが非常に急増していることに対して、どういふ手だてを打っていくかということなんですけど、交通実験をやったときの結論として、先ほど市長が言われたように、車を中心部の乗り入れを減らすということが、当時の実験の結果として出たということなんですけど、基本的な方針を確認したいんですけど、今でも、この湯布院地域内では、観光客の車の乗り入れを減らしていきたいという方向でいいんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） お答えをいたします。

方針とすれば、交通社会実験をやっているんで、この方針のほう沿っていきたいということだと思います。先ほど言いましたように、駐車場につきましては、商工観光課のほうでも調べましたし、かなり新しい駐車場ができて、817台ぐらいが市内で駐められるスペースがあります。こういうものであれば、中に入ってきても対応がきくのかなとは思いますが、車と人が交互していくのは、湯布院の町としても好ましくないんで、やっぱり、乗り入れは減らすべきだろうということだと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 合併前のことですが、その交通社会実験、私もボランティア協力させてもらったりもしました。交通実験の中から出てきた、今、車の乗り入れを減らすということは、基本的に湯布院の中心部には、基本的には、観光客の車、なるべく入れない。呼び込まない。そして観光客には歩いて楽しんでもらうまちづくりをしたいというのが基本方針ですね。そのために、その後、交通総合計画までは行きませんでしたけど、くらしのみちゾーン事業、副市長は県の立場でかかわってくださったんで、よく御存じだと思うんですけど、くらしのみちゾーン事業では、そのために、とるべき、将来的に進めていくべき、いろんな手法が提示されています。先ほど市長が言われたように、パークアンドバスライドとか、パークアンドレールライドですね、道の駅や南由布なんかには駐車場を完備して、そこで車を置いてもらって、そこからシャトルバスを走らせたり、あるいは、南由布から由布院駅まで、一駅間は列車に乗ってもらおうということで、車の中に入り入れさせない。そのかわり、町内ではシャトルバスを運行させたり、あるいは歩く人たちに優しいように、車いすやレンタサイクルの貸し出しをしたり、あるいはどうしても車で入ってくるというお客さんのためには、事前の駐車場の予約制度みたいなことを実験でもやりましたし、あるいは、観光客が一気に入り込む地域には、一方通行の設定ですとか、あるいは地元車両以外は入り込んじやいけませんよというようなエリアや時間帯の設定をするとか

ですね、あと、もう一つ、大型観光バスの対応についても、大型観光バスが中に、どんどん、どんどん、入り込んできて、大きなバスがいっぱい駐車場に駐まっているというの避けるためにも、大型観光バスの乗降場をきちんと配置して、計画しようよというようなことを、いろいろ総合的に組み合わせて、交通総合体系をつくっていこうというのが当初の目的だったと思うんですね。この基本方針が変わってないということ、今、聞いて、ちょっと安心したんですけど、こういうことを、時間をかけてでも、将来的に目指していこうとしたときに、1番問題なのが、最近ふえているコインパーキングなんですよ。なぜかっていうと、あれは平成14年でしたかね、交通実験をやったときは、まだ、いわゆる駐車場業者というのが町内になかったんですよ。駐車場で食べてる人たちって、あんまりいなかった。いわゆる駐車場業者が入り込んでなくて、旅館の横の土地をその持ち主が時間貸しをしていたり、それからアパート持ってる人があいた土地を観光客向けに駐車場として貸してただけで、いわゆる、駐車場業者という専門業者は入ってなかった。だから、駐車場制限をすることもできたし、それから事前予約制度なんかもできたんですよ。だけど、今ね、ここまで駐車場業者が入り込んでしまったら、そういう駐車場対策をとろうと思うのは非常に難しいんじゃないかなと。それで食べてる人たちが入ってきちゃってるわけですから。そこら辺の対策をちょっと、早急に考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、例えば、将来的に駐車場税の導入とかですね、課税とか何か、そういう手だても考えられるんじゃないかなと思いますが、そこら辺はどんなふうに考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

今、議員が指摘をされましたけど、そこまでは今のところ考えておりません。今、市長が言いましたように、今後は、十分計画をしていきたいということで、検討を重ねていきたいということだと思っています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 商売のことなんで、一方的に規制するのは非常に難しいんですが、いろんな全国各地で、そういう駐車場対策をやっている事例がいろいろありますので、ぜひ、そういうのも調べながら、由布市、湯布院にとって、どういう駐車場対策が必要なのかということを研究していただきたいなというふうに思います。

それから、最後、インバウンドです。インバウンドって、何のことかわからんというふうに場外から声が出ました。インバウンドって、要するに、英語で、外から入ってくるものっていう意味らしいんですよ。インバウンド。例えば、パソコン業界では、外からいろんなデータを取り込むことをインバウンド、逆をアウトバウンド。観光業界では、要するに、外国人観光客のこと

をインバウンドと言って、アウトバウンドっていうのは、日本人が外国に旅行する旅行者のことを言うそうなんです。市長もいろいろ言われましたけれども、今、観光庁がインバウンドの推進というのを、大きな柱を掲げてるんですよ。御存じだと思いますけど。2010年まで、去年までに、外国人観光客を1,000万人にふやして、さらに2020年までに2,000万人にふやしたい。大量の外国人観光客を誘致しよう。そのために、中国からのビザを解禁したり、いろいろやってますよね。ちょっと、ことし、去年、景気も悪かったり、いろいろ震災もあったんで、1,000万人、2,000万人の目標数値に達してないそうなんです。こういう観光庁が一気に外国人観光客を国内の観光地に呼び込もうとする動きに対して、由布市の観光がどっちの方向に行くかという物すごい大事な問題だと思うんですよ。協議会の視察研修に行かれたのいいんですけど、特に、この九州地域、あるいは湯布院を中心とする由布市の観光客でインバウンドを誘致しようとしたときに、対象となるのが、台湾、韓国、中国のアジアからのお客さんです。そういう人たちを一気に呼び込もうと、誘致をすることが、果たして、湯布院の、由布市の観光にふさわしいのかどうかということなんですよ。その誘致の中身も、いわゆる大型バスで、団体パッケージのツアーを、韓国から直通で乗り込ませるような誘客を旅行業者と提携しながら、どんどんPRしようということをやってるんですよ。実際に、近隣の市町村なんか、みんな直接行って、呼び込んでますよね。由布市として、そういうやり方、湯布院の観光を考えたときに、そういうやり方なのかどうかということなんですけど、市長は、それどう思われますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私は、先ほど申し上げましたように、大型クルーズ船で外国人が来て、電化家電製品とか、いろんな物を買っていきというような観光もあろうかと思ったり、大型バスで乗りつけて、そして地域の土産品をばあっと買って、ばあっと帰るというような観光もあろうかと思ったり。そういう観光も、観光としてはいえるんですけど、湯布院の場合はですね、着地型、そして、またクアオルト型、そういう湯布院の観光を目指すべきであって、そういう落ち着いた観光客といいますかね。そういう、ある意味で、物見遊山的な観光客ではなくて、本当に保養的な、そして、また、心の安らぎを売るような観光客を目指すべきだと、そういうことをやっていくうちに、そういうことが広がって、リピーターとなって、台湾や中国の方々が、ああ、湯布院はいいぞというふうな状況が生まれることが、私は大事だというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。残り3分です。

○議員（6番 小林華弥子君） はい。市長わかってらっしゃるので、ちょっと安心しましたが、私はね、外国人だからだめって言うわけじゃないんですよ。韓国人、台湾人、中国人だか

ら、だめって言ってるんじゃないかって、問題は、そのインバウンド集客の中身なんですよね。要するに、市長が言われたように、一過性の物見遊山的にばあっと来る、その一過性のお客先誘致に飛びつくなということを書いて、市長言われたように、ゆっくりと落ち着いた滞在型の保養を目指して来るお客さんと呼び込みたいということが1番重要だと思うんです。だから、日本人だから、いい、外国人だから、だめだというのではなくて、日本人であろうが、外国のお客さんであろうが、そういう湯布院らしい滞在型の観光を目的とする人を誘客するんであって、とにかく、数をふやして、どんどん、どんどん、誘致を目的に、観光客を大量に呼び込んで、一過性の、言葉悪いですけど、あぶく銭を追い求めるような観光誘客の仕方をするべきではないというふうに思うんです。今は、インバウンド推進、インバウンド推進という、どうしても、数をどんどんふやそうということばかり目標に上がっていて、中身の観光の質を上げるというところが抜け落ちてる。だから、非常に、今、国だとかが、旗を振ってやろうとしているインバウンドの推進に飛びつくのは危険だということを申し上げておきたいんです。

市長、そういうふうに分かってらっしゃるんだったら、行政報告の中で、インバウンド推進の必要性を強く認識したなんていうと、誤解を生むんですよ。もちろん、そういうものが一般論として、国として、そういうインバウンド推進をすることは必要かもしれないけど、ただ、由布市にとっては、そのやり方ではないと。わかってらっしゃるんだったら、そこら辺をちょっと慎重に発言していただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） インバウンド推進という、そういうイメージでとらえて、物見遊山のインバウンド推進というイメージもあるかと思いますが、私は台湾の総領事館等々と話をする中で、台湾の富裕層の方々も大分県の湯布院とか、別府とか、いろんな観光地をよく知っておられて、そして、そういう所に行ってみたいと。大型貸切バスで来るとか、どうか知りませんが、そういう方々がふえてきてると、そういう話を聞いた中で、私はやっぱり湯布院もそうですが、九重の大吊橋だとか、日田の観光地だとか、久大沿線の観光地についても、そういう思いで来ていただくことは大事だと、そういう形でインバウンドの必要性を考えているわけでありまして、インバウンドと云って、とる人によっては、そういうとり方もするし、我々のようなとり方もする人がおるといことです。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 聞いて安心をしました。量よりも質です、質を高める観光地、質の高い観光地、そして国際基準にあったハイクオリティな国際観光地を目指す必要があると思います。

時間が来ました。また、相変わらず大急ぎでしたけども、もうすぐ年が変わります。ことしは

大きな年になってしまいました。いろいろ最後に申し上げるつもりはありませんけども、ぜひ、来年がですね、特に東北地方の皆さんにとって、心穏やかな、せめてもの希望が持てる年になればいいなというふうにお祈りを申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 以上で、6番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） これで、今回の一般質問はすべて終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第2. 議案第78号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、議案第78号由布市市営住宅条例の一部改正についての撤回の件を議題とします。

撤回理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。

議案第78号の撤回につきましては、本条例改正の中に、議会の議決に付すべき、重要な公の施設の廃止の中身が入っております。地方自治法の244条の2の規定によりまして、特別議決ということと、それから条例改正の通常の過半数の議決の分が混在をしておりますので、この提案の仕方につきましては、いろんな解釈がございまして、設置条例の廃止については3分の2であるけど、その中の単体の個別のものについて廃止がある場合、設置条例がそのまま存続する場合については、過半数でよいというような解釈もございまして、なかなか取り扱いが難しいところございました。今後、この取り扱いについては、十分統一した見解で出していきたいというふうに考えておりますが、今回につきましては、その辺の整理がきちんとできておりませんでしたので、この議案につきましては、78号につきましては、撤回をさせていただきたいというふうに思っております。後ほど、区分をした形で、また御提案をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号の撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号の撤回の件については、これを承認することに決定しました。

これより、各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締め切りまでに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

日程第3. 報告第15号

○議長（生野 征平君） まず、日程第3、報告第15号平成23年度由布市土地開発公社の事業計画等の変更を説明する書類の提出についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 4年ぶりに質疑ができることをうれしく思います。

開発公社の理事をさせていただいて、当初、開発公社の理事には議長、副議長が理事をしとって、除斥のしようがないのに、やかましく言っとったんですけども。監事もあろうことか、監査委員がなっとってね、たった今、辞みちゅうて言うんですけど、あの人は辞めんで、毎年何万円も取って、最後は腹立てて辞めましたけども。やっぱり、不都合なところは、きちっと改善しなきゃならんやけども、4年も、6年もかかったこと、ちょっと悲しく思います。庁舎建設はね、6年かかろうが、12年かかろうが、ゆっくり、私は住民合意を得るまでいいと思うんですけど。15号について、幾つかお尋ねいたします。

1番問題は、やっぱり開発公社で塩漬けの土地をいつまでも抱えて、高い金利を毎年払ってることなんですけども、一つは、今回、すぐに工事着工するかのようにならされてる向原別府線でもたまたま開発公社が買い取りを依頼されてます。どういうことなのか、それを説明していただきたいというふうに思います。

それと2つ目は、平方メートル、2万7,758円と、坪9万1,000円というのが妥当なのかどうかちゅうのが、ちょっと、よくわからんのですけどね。その辺はどういうふうにして出したのか、教えていただきたい。

これまで、去年の例がそうなんですけども、向原別府線用地の借入金は、従来の債務負担行為に上乗せして、金額を、債務負担を起こしてたんですけども、直接、債務負担行為をするのは、聞いてみたら、公社が依頼して、財政課がそれを提案してるみたいなんですけども、今回は別建てしてるんですけど、特別な理由があるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

昨年購入した向原別府線の金利が0.7%なんですね。そして下湯平の若者定住者活性化事業用地は、えらい昔から借り入れてるんですけども、昨年変更して、1.7%から1.2%になってるんですけども、この0.7%と1.2%の利率の違いですね。なぜ、こんな利率が異なるやつが認められるんかね。教えていただきたい。

最終的には、冒頭に言いましたように、向原別府線の用地は近いうちにするようなことが一般質問でも同僚議員から指摘されてましたけど、下湯平の、この6反の土地というのは使えそうもないんでね、だまして買わせられた湯布院町、今の由布市に突っ返すのが一番いいんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺について、どういうふうにされてるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 1番と2番について、建設課長でございます。お答えをいたします。

今回、開発公社に購入をお願いしておりますが、この土地に関しましては、長期にわたりまして、交渉を重ねてまいりました。相手方と合意に至ったために、早目に取得する必要があるということで、公社をお願いをしております。

また、土地の単価でございますが、これは平成12年度の評価に基づいて、継続して交渉を行ってきたために、12年当時の単価でお願いをしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。（「それは所属委員会の質疑にはならないんですか」と呼ぶ者あり）それをですね、今から説明させていただいて、3番目に御質問のございました債務負担行為につきましては、議案第84号一般会計補正予算のほうでも御質問いただいておりますので、あすの常任委員会で説明をさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。（「悪い。これは、開発公社の報告は開発公社の報告じゃ」と呼ぶ者あり）第15号には、その債務負担については、何も記載がございませんので、あす、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。4番目と5番目の御質問にお答えします。

まず、金利の差ですけども、金利につきましては、その借り入れする都度都度、各金融機関から見積もり入札を行っております。その結果による差でございます。

それと、下湯平の6,467平米の土地につきましては、公社の理事会でも、この処分、処分といいますか、どうするんかということは、常々議題に上っております、なるべく早い時期に何らかの方法で処理をしたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 方法は何らか、どういう方法でも構わんですけど、すぐに処理して、早く開発公社解散してください。

1番目の、工事をすぐにしないで土地を売る。買う見込みがついたから買うというのは、それは当たり前のことなんですね。それは自分のとこが買わいいだけの話で。公社に買わせるちゅうのは、すぐ、かからないという意味ですかというふうに尋ねてるわけですから、その工事の予定について、きちっと答えんと、答弁にはならん。

2番目の単価について、何のことを言ったんか、よう聞き取れんですけど、もう少しわかりやすいように教えてくれませんか。

それと、前回、債務負担行為で聞いたら、それは開発公社から言われたことなんで、うちで決めてるわけじゃないというふうに、財政課答えたんでね。今回、きちっと、そのことが答えられるんらしいですよ。財政課のほうで。分けた理由がわかるんならね。わかります。

利率については、こんな1.2と0.7ですか。極端な違いがあるんで、おかしいやないかと。入札ちゅうか、それすれば、差がわかるのは当然なんです。結果的に、こういう金利に、こんなに差があるなんちゃ、ちょっと考えられんのでね。もちろん、同じ会社で、長期にずっと、1998年からっちゃ、いつごろからか。かなり前から、ずっと借りてるんでね。そこ辺のこと、あろうと思うけど、金融機関を変えることだって、できるんだから。だから、安い金利の所に動かすというのは、なぜできないのか、そこ辺も含めて、教えていただきたいんですが。最後のほうはいいです。はい。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

工事の時期でございますけど、24年度から古野地区のほうを先行するように工事は考えております。この取得の土地の時期については、はっきり申せませんが、数年後になると考えております。

それから、単価でございます。再説明いたしますが、12年度に鑑定評価をいたしました。その単価に基づき、継続して交渉した結果でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。

金利についてですけども、0.7というのは特別安いと思いますけども、このときは、何らかの理由があったかと、金融機関の方で、何らかの理由があったのではないかと思いますけども、一つの金融機関だけが、ずば抜けて安い金利で応札をしたという結果でございます。

なお、1.7から1.2ということは、今までの借り入れしていたものを毎年毎年、更新してるわけですけども、その都度都度、毎年見直しを行って、今、金利が下がっておりますので、そういった事情で、毎年毎年下がってきてるということで、1.2になっているという状況でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 最近、ちょっと難聴気味で耳が悪いんですけど、鑑定が何の鑑定かちゅうのがよく聞き取れないんですけどね、わかるように教えていただきたいんですけど。それと、金利の関係で言えば、以前、農協から3%で脅されたこともあったんで、そのときは交渉で、ちょっと下げたみたいですけど、そういうふうに各金融機関でパーセント違うのはわかりますけども、こういう事実がわかったら、やっぱり、何でか、わからんけども金利が下がったじゃなくて、どういう理由かも確かめてね。できれば、ほかのやつも、そこにするとか、いろんな方法ができるんじゃないの。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

用地を取得する際に、購入価格を決定のために、土地、鑑定士に依頼して、土地の価格の評価をいたします。その価格でございます。（「早い話が不動産鑑定したちゅう意味な」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） それでは、金利の関係について、お答えいたします。

以前は、ずっと、同じ形で、随契という恰好でやってきてたんですが、昨年から、とにかく新規の分については、当然のことながら、相見積でやると。それから、また、これまで、ある意味じゃ、縁故債的などがあるんですが、やってきたやつについても、見直しを行おうということで、当然のことながら、今、そういった短期プライムレートと言われる金利がずっと下がっておりますので、全体的に低くなっていると。ただ、入札した結果の0.7%は、他の三者の比較でも大変低い金額であったということでもあります。これについては、これ1年間の短期借り入れでございますので、見直しに当たっては、再度、適切な価格になるように検討していきたいと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第16号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、報告第16号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 前は企業管理者から企業出納員に変わったことについて、かなり、くどくど聞いたんですけど、一応、水道課長が答えた、説明して、納得したような、納得せんような状態なんですけども、少なくとも、企業管理者が直接現金を保管してるちゅう事実は考えられないんで、企業出納員のほうが、水道課長が一所懸命言うけんじゃないけども、そのほうが妥当かなというふうに、ほぼ、あきらめたんですけども、あきらめきれないのが、企業出納員ちゅうのは水道課長なんですね。ところが、水道課長が現金や通帳やその他保管しとったんじや、帳簿類を、業務を庄内でやって、この前、ちょっと、くすねた人もおるけども、庄内庁舎と挾間庁舎におる水道課長で、そこ辺はできんのじゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺、実際はどうなってるのか。企業管理者と変わらんのじゃないかと思うんじやけど、教えていただきたい。

それと、9月5日の報告書には、現金の管理で、普通預金から定期預金への振りかえ、あるいは10月4日の報告書には、国債の購入を確認しているというふうに監査委員書いてます。定期預金への振りかえや、国債への購入はだれが指示したものなのか。預金金利なんかを見てみると、予算計上してるのよりも、かなり、低く決算で上がったりしてたんで、こういう措置がとられるという、もう少し、そういうようなのが元通りになるんかなちゅうような気もするんですけど、実際に、それはだれが指示してるのか、指示した者によるものなのか、監査委員がそれ把握してるかどうか、お尋ねしたいと思います。

10月4日の報告書によると、保管者の異なる水道事業と一般会計のゆうちょ銀行口座は別々のように受け取れます。その記載によりますとですね。それをごっちゃにして使ったというのを、早く、きちっとするように指示をしたみたいを書いてあるんですけども、従来、一般会計、特別会計が、すべて一つの口座で行われてるように言ってきたんですか、その辺はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。12番、西郡議員さんの質疑にお答えをいたします。

1番の関係でございますが、現在、庄内庁舎の会計課の事務室の中に水道課の職員が1名常駐しております。その職員が出納事務を行っております。また、その決裁は水道課で行われているのが現状でございますが、現金の保管は会計課で保管をいたしております。

2の関係でございますが、国債の購入は基金の運用の中で行っておると聞いて、確認をいたしております。

3番のゆうちょ銀行の関係でございますが、ゆうちょ銀行では一般会計と特別会計が一つの口座になっておりますが、水道企業会計はゆうちょ銀行に口座を持っておりません。（「持ってない」と呼ぶ者あり）

以上です。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） いいですか。（「何か、答弁になってないちゅう発言があるようやけん）」と呼ぶ者あり）

監査委員、国債の件について。国債購入。会計管理者。

○会計管理者（工藤 浩二君） 会計管理者です。御質問にお答えいたします。

基金につきましては、歳計現金等につきましては、会計管理者が運用いたしますが、基金につきましては、一応、市長が運用をするということになっておりますが、最終的には、市長の決裁、合議の上ですということになっております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市長が指示してるわけじゃないというのがよくわかりました。今の言い方でね。

こうなると、水道課は、課長は決裁してるだけちゅうことになるんで。これもやっぱり、保管としてはおかしいと、適切な表記じゃないというふうに思ったんで。前回、水道課長、一所懸命説明して、私、納得させたいつもりかもしれんけども、これじゃあ、不十分なんで、もう1回やり直しましょう。話し合いを。

口座が1つちゅうのが、ちょっと、まだ気になるんですけどね。一般会計、特別会計で。結局、どうしたことかちゅうと、この前、一般会計から、特別会計への流用について言うたら、それは書いちょるだけでね、口座が1つやのに、どこの金種なんかわかるかいとかいうて、言われたんで、もう、こっちもがっかりきてしまったんやけど。そのことが、是非については、また、これから議論していきたいというふうに思います。ありがとうございました。以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 4番、長谷川です。

きのうの一般質問で、この問題出ましたので、取り下げをいたします。

日程第5. 報告第17号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、報告第17号行政監査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 行政監査、行政事務ちゅうのは、あまたあるんですね。各部

課があるように、各課、それぞれ皆、特徴的な行政事務担ってます。にもかかわらず、この間の行政監査を見ますと、給食センターや、あるいは昨年の学校の備品、今回指定管理者の施設ということで、いわゆる外郭団体だけを追ってるんですね。肝心の、あなたが1番本領発揮できる、あまたある行政事務に対するの監査っちゅう点でいえば、私は、すぐやめてくれとか言ったけども、やめられんような期間をちょっと要するんじゃないかというふうに思うんですけどね。なぜ、そういうことになってるんか、教えていただきたい。行政事務に対するテーマというのは、いろいろ議会の議論を通じてもそうなんですけども、一般的に考えられることでも、かなりあるかと思えます。ちなみに、いつも参考に出します湯布院の監査委員さんは、各課別に、こういうテーマがありますというのは、あらかじめ、明記ずっとしたやつを配ってたんですね。私たちも、非常に、それ参考になりました。それぞれの課に、こういう問題点指摘できるということで、テーマごとにいろいろ書いてました。私も、その一覧表もらったこともありますけど、長年、行政マンがやると、どうして、こういうふうになるんだろうかと。もっと、適切な行政監査ができるんじゃないかというふうに、常々期待してるんですけど、いつも、期待に余りこたえてくれないんで、その点、行政監査について。

それと、文中の中でわからない所、2カ所あります。一つは、リスク分担ということなんですね。どういうことを指してるんか。私、横文字がなかなか弱いもんですから。

それと、先ほど、施設台帳の件がかなり議論になりました。築年数経過した施設についての言及してる部分があるんですけども、そういうのを参考にしたのか、あるいは一般論として、ちょろっと言っただけなのか。かなり精査した内容なのか、そこ辺も含めて、お答えいただきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。12番議員の質問にお答えをいたしますが、まず、行政監査の結果ということで、3点ほど、質問をいただいております。

行政監査は地方公共団体の行う事務の執行についての監査となっております。監査した、指定管理者制度ですね、合併後の由布市になって、多くの施設が行っており、現時点で、行政監査に最もふさわしいと判断をいたしました。監査委員、合議の上、指定管理者制度にかかわるものを監査のテーマに設定したものであります。今後も、社会情勢と照らし合わせながら、テーマを設定して、監査を行うようにいたしたいと思っております。

また、質問の2のリスクの分担のことですが、施設の管理業務を行う上で、その分担区分を市と指定管理者との、どちらが負担するかを協定書の中で定めているものであります。例えば、施設整備の修繕に係る経費になろうかと思えます。

3の築年のことですが、築年数については、監査の中で把握いたしております。

44施設で30年以上経過したものが14施設、全体で32%になりますが、特に、ゆふの丘プラザは47年を経過しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 施設については、そういうふうにはわかるんです。肝心ですね、やっぱり、行政事務あまたある中で、テーマとして設定するのはわかります。1年間にそのことを一つつけ加えるという程度なら、私、わかるんですけど、これで終わっちゃうんですね、行政監査が。だから、悲しいんですよ。本来やらなきゃならんと思えることに手をつけなくてね、もちろん、これもやらないけんですよ。指定管理者施設について、どうだったのかと。それをつけ加えてやるちゅうのはわかるんですけども、結局、本体部分がまるでないでね、行政監査。だから、そういう部分の非常に危惧してるんですけどね。そこ辺はイメージとしてとらえてないんですかね。思いついたやつをテーマにして、これやりゃあ、何とか、帳面が消せるわぐらいしか、考えてないんですかね。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員です。

そのようなことは毛頭思っておりません。今後については、各部局を順次考えるのも、一つのテーマかと思っております。そういうことについても、新しい年になって、その計画を進めるようにいたしたいと思っております。

○議員（12番 西郡 均君） よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 大変、済みません。

指定管理者制度の中で、今、運営されていますが、由布市庄内特産品販売所、かぐらちゃや指定団体生活改善グループ、かぐらちゃやグループの代表はどなたになってるのか、お教えください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。1番議員の質問にお答えいたします。

かぐらちゃやの指定管理者である生活改善かぐらちゃやグループですが、その代表は、現在、竹内一志さんに変更されております。竹内さんが代表者として、取り仕切っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 私は首藤さんが、ここの代表になっているというふうに思っておりました。また、こういう場所の場合に、この監査が、今度、監査に入られたわけですけども、

そういう中において、これは適切に行なわれていたのかと。また、その前に、ここの運営はどうであったのか、そこまで監査が見られた上で、まず問題がなかったかということ、一つ聞きたい。

続きまして、この竹内さんという方が、今、役員になられたと言いましたが、この方は、このかぐらちゃやの、今の改善グループの中に役員として入られていた方なのか。そこも、また、お聞きしたいと思います。

また、その代表者が変わる場合に、今、由布市では、どのような選定を行っているのか、そこまで明確にお教えてください。監査がおかしいと思ったところはおかしいと言って、はっきりお答えください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。1番議員の質問にお答えいたしますが、この変更は、23年6月1日に行われております。なぜ、行なわれたか、なぜ、こうなったかと、そこは、その組織の中で選任をされておること、そこまでは言えないことであります。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） なぜちゅうことなんですが、かぐらちゃやと由布市の協定書というものがございます。その協定書の第18条によりますと、定款事務所の所在地、あるいは代表者の変更を行ったときは、遅滞なく、甲に、また、私どもでございしますが、届け出さなければならぬとなっておりますので、それを受理し、変更をされたということでございます。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） これは、私が自分で調べたことやなくて、これも一般の方から、そういうふうにして、話は来ました。その中において、現状の生活改善グループかぐらちゃやの中で、役員、現状の役員の中から、代表者が変更する。体の調子が悪いとか、家庭の状況があって、変わるとかいうふうなことで、私、変わるのであれば、明確だと思います。でも、今の農政課長が申されたことを言いますと、これはもう、又貸し行為と一緒にじゃないかと一般の方が言われたんですけど、又貸し行為と一緒にやないかと。中で、だれかが見つけて、役員でも、何でもない者が、私もちょっと出来んからと言ったときに、他所から来て入る場所、又貸し行為と一緒になんです。こういうところの改善をちょっと今から行政の中でもやっていただきたいと。また、担当の所管の方々も、一つ、これについて、検討していただきたいというふうにお願いいたします。

また、監査、こういうとこにね、はっきりして、問題があるのに、あんた、全く、それを知らないような感じでね、通してると。これは本当におかしいわけですよ。これ、だれが考えてもね、市民が考えても、おかしいことはおかしいって、言われるようなことは、やっぱ、あんたが指摘して、やはり職員に言わなきゃいけないわけですよ。ここんとこ、もう少し、もうこれで私の発

言ここで終わりになるんですけども、ここんとこ、あなた、明確にして、もう一度、これ、はっきりした答弁と。どういうふうに改善するのか。もう一遍、それを職員にどのように言うのか。そこんところ、もう少しお教えてください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。1番、鷺野議員の質問にお答えいたしますが、行政監査の中では全部を実地に監査できません。どうしても、何カ所かの監査しか行われておりませんが、その協定書に基づいて、市が報告を求めた事項、そういうものが適正に行われているかどうかを監査をいたしているのが実情でございます。もし、そのような御意見があるとすれば、また今後、十分な検討をしていきたいと思っております。

日程第6. 議案第74号

日程第7. 議案第75号

日程第8. 議案第76号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、議案第74号由布市行政区設定条例の一部改正についてから日程第8、議案第76号由布市特別会計条例の一部改正についてまで、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第9. 議案第77号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第9、議案第77号由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 議案77号由布市税特別措置条例一部改正ですが、提案理由を聞いたときに、行財政改革の視点から、市の税収増が目的になるという説明がありました。固定資産税の不均一課税の適用を廃止して、この国際観光ホテルに指定されている固定資産税の税率100分の0.7という据え置きをやめるということだと思んですが、ただですね、提案理由の説明の中に、今、これの適用対象者が2社あると、由布市内の中に。この2社については、当初の適用10年間、そのまま据え置くというような説明がありましたが、そのまま据え置くのであれば、これ廃止しても、税収増にはならないんじゃないかなと思うんですが、今、廃止することによって、どのくらいの税収増を見込んでいるのか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 税務課長。

○税務課長（生野 博文君） 税務課長です。お答えします。

この条例の改正によって、どのくらいの税収増を見込んでいるのかということですが、

この不均一課税の適用期間は、議員さん申されますように、10年間ございまして、現在2業者があと3年間の不均一課税の適用を残しております。この残りの期間につきましては、期間満了までの経過措置といたしております。税増収増はございませんが、この不均一課税の適用を廃止することによりまして、今後、国への国際観光ホテル整備法でいうところのホテル、その他、外客宿泊施設についての登録を申請する業者がいたといたしましても、この軽減措置を受けられないということになることございまして、これを廃止した以後は、新しい軽減措置がなくなるということございまして。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 本当に当たり前のことなんですよ。あと、確認は、あと3年で、この適用期間終わりますよね。今回のこの一部改正をしなくても、その2社については4年目以降からは通常のといいますか、税率課税されるわけですよ。であれば、当たり前のことなんですけど、要するに、私は、ちょっと、提案理由とかを安易に言ってほしくないんですよ。税収増のために、これやるっていったって、税収増にならないんだったら、税収増が目的じゃないですよ。そこら辺をちゃんと明確に言ってほしいんですけど、税収増のための目的で、一部改正をするのではないとしたら、何のための目的なんですか。

○議長（生野 征平君） 税務課長。

○税務課長（生野 博文君） 今、申し上げましたように、廃止することによりまして、今後のこういう適用がなくなるわけですから、現在は、この2業者は3年間いくわけございしますが、今後は、こういうことが生じませんので、逆にいえば、税収増というふうに考えてよろしいんじゃないかと考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） あと、何か、言葉の水かけ論なんですけど、そういうのは税収増とは言わないで、今後の国際観光ホテル関係の進出に対しての特例を、特例をしないという方針に、いわゆる課税方針を変えたということですね。それは税収増が目的という、水かけ論ですけども、安易に提案理由をちょっと簡単に税収増になりますって言われたので、すぐにでも、来年から税収が上がるのかなと思ったので、そこら辺の確認でした。

以上です。結構です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第79号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第10、議案第79号市道路線の廃止（岳本中央線）についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市道路線の廃止についてという議案です。

（岳本中央線）と書いてあるんですね。括弧の位置が違う。前回も、これ言ったんですけどね。いや、これでいいんだというふうに。通常の場合、市道路線（岳本中央線）じゃないかと。前回、どっか、庄内のどっか、あの辺の土地のことやったんですけどね。ほたら、それでいいんだと。廃止する路線がこれだからということで、そんとき切り抜けたんですけど、私も粘ってですね、今回、さらに、市道路線の所に括弧をつけるべきだというように、再度また言いますが。

それと、起点終点の考え方で、前回の答弁では、要するに、末端から中央に向けて、あるいはまた、国道、県道、市道なんかがあったら、市道から県道に向けて、県道から国道に向けてちゅうようなね、起点、終点の考え方があるんじゃないかというふうに聞いたら、一応、あるように答えられたような記憶があるんですよ。それは、この前じゃなくて、随分前かもしれんけども。一応、起点終点の考え方はどういうふうに成り立ってるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。質問にお答えいたします。

議案の様式でございますけど、1路線ごとの廃止ということでございますので、路線が特定をできるように記載をしております。過去も、このような議案できておりますので、特に問題はないと考えております。

それから、起点終点の考え方でございますけど、起点終点については、国道との接点とか、県道との接点、現市道との接点になると思いますが、起点をどちらにとるとかというような明確な規定はございません。由布市といたしましては、上位路線といいますか、新たに市道が設けられる場合には、県道タッチであれば、県道側、国道タッチであれば国道側ということで、起点を考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） だから、両方とも間違ってるんですよ、それ。これでいいと思いますったって、これでよくないって、わしが言いよんだから。何で、素直になれんのかなと思ってね。市道路線ったら、どこの路線かつちゅうのを括弧で書くちゅうのが当たり前やないですか。認定の後とか、あるいは、廃止の後に路線名を書くなんちゅうのは間違うちよるちゅうんやから、素直に間違うちよるかどうかが検証しますぐらい言ってよ。

それから、2点目の起点終点はね、それは間違いですよ。国道や県道が起点になるちゅうのは、国道のほうが後になるんですよ。終点のほうに。行き着いた所が。（「何で」と呼ぶ者あり）何でちゅうのは、水は下流から上流に向かうけども、（笑声）だから、そうなるっちゃ、国道も。

下流から上流に向かうのが路線名。だから、ここでわかりやすく言ったら、どこになるかね。向原別府線、うん。向原から別府に向かう。別府のほうが国道なんですね。（発言する者あり）終点が上位になるんですかね。だから、そこは起点じゃないん。さっきの説明では、接点のほうが起点になるちゅう言っとったですけどね。逆じゃないの。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 起点終点、どちらでもいいかと思いますが、（発言する者あり）いや、明確な決まりはないんです。国から、どうしなさいということはないので、私のほうとしては、上位路線をとる。向原別府線にいたしましても、旧210号から、別府側は県道別府挾間線なんです。で、向原別府線。今、こちら側が市道になっておりますけど、旧国道が起点となっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 総務課長です。

議案名についてですけども、私どものほうで、ちょっと調査しまして、次回から、きちっとした形で出したいと思っておりますので、よろしく願います。（「これがきちっとしちよるかもしれんけどね」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第11. 議案第80号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第11、議案第80号市道路線の認定（岳本中央線）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 各市道路線の認定については、同様の質疑を出してましたんで、取り下げます。別に規定もなければ、勝手につけていいちゅうことであつたんで。（発言する者あり）市の方針。そんなん明確じゃないでしょ。私の考えとしてやりよるだけで、別に、市はこういうふうに決めてますちゅうのはないでしょ。そこだけ確認するわ、ほな。

○議長（生野 征平君） 確認要りますか。（発言する者あり）総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。

路線の起点終点につきましては、できるだけ、やはり、路線名の名前の最初に来るのが起点で、後に来るのが終点というほうが、現実の問題としてわかりやすいと思います。これは旧町時代から、路線名は合併しても同じ路線名使っておりますんで、その辺がどういった形でつけられてるかということをも十分担当課のほうで調査をいたしまして、できるだけ統一的な名称をつけられる

ような形で調整をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議員（12番 西郡 均君） じゃあ、後の質疑は取り下げます。

日程第12. 議案第81号

日程第13. 議案第82号

日程第14. 議案第83号

○議長（生野 征平君） 日程第12、議案第81号から日程第13、議案第82号、日程第14、議案第83号まで取り下げがありましたので、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。議案質疑で一般会計と特別会計がまだ残っております。また、追加議案もあることから、ここで暫時休憩とし、再開を13時からといたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 暫時休憩いたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

日程第15. 議案第84号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第15号議案第84号平成23年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に、最後にその他の順番で通告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 12ページをお開きください。15款1項1目の民生費、児童福祉費負担金で、子ども手当の減額が出てます。具体的に、子ども手当の制度改正が当初予算の見込みのときとどういうふうに変ったのか、わかるように教えていただきたいというふうに思います。

それと、歳入全般ですから、13ページの、16款2項4目農林水産業費県補助金の中に環境保全型農業直接支援対策事業補助金と、金額はわずかですけども、新規の事業が上がってます。どういう事業なのか、そしてまた、どうして、こういう金額なのか、教えていただきたいと思ひます。

14ページをお開きください。19款1項1目繰入金ね。繰入金の中に、障がい者福祉特別対策基金からの繰入金の1,000円だけ増額というふうになってます。1,000円がどういうふうなこと意味してるのか、教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。12番、西郡議員の質問にお答えいたします。

従来から実施されておりました児童手当に上乘せする形で、平成22年度から子ども手当の支給に関する法律が施行されまして、今までの小学6年生から中学3年生までに拡大されまして、1人当たり、一律1万3,000円を支給する形で、子ども手当が始まりました。23年度の子ども手当の支給につきましては、国の法案成立がおくれたため、22年度の法を6カ月延長する形で支給してまいりました。手当の支給を10月から24年3月まで、暫定的に継続する子ども手当の支給等に関する特別措置法が10月1日に施行されました。これに伴いまして、支給額の変更が生じたので、今回、国庫負担金の減額を計上いたしておりますが、大きなところでは、当初、まだ支給額が決定しておりません。流動的でございました。一律22年度1万3,000円だったんですが、当初では、3歳未満児を2万円にという、そういう案とかも出ておりました。昨年の当初予算の算定につきましては、3歳未満児を2万円ということで計上しております。今回、実際は、3歳未満児1万5,000円、3歳から小学生第1子、第2子につきまして、それと、中学生につきましては、1万円というふうになりました。それに伴います国庫負担金の減額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長でございます。お答えします。

環境保全型農業直接支払対策事業についてでございますが、これは従来、農地・水・環境保全対策事業で、営農活動支援ということで、協議会に交付金を支払うという事業でございましたが、この取り組み個人について、一切、支援策はなかったということで、農林水産省が平成23年から直接支援する制度を設けました。交付金額は10アール当たり8,000円でございます。このうち、国費が2分の1の4,000円、県費が4分の1の2,000円、市費が同じく2,000円となっております。今回、申請がございましたのは由布市で122アール分ございましたので、これの2,000円ということで、2万4,000円を計上させていただいております。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。

障がい者福祉特別対策基金1,000円についてでございますが、障がい者福祉特別対策基金につきましては、平成23年の3月末現在の現在高が228万7,000円になっておりまして、当初予算で、当基金の充当先になる自立支援特別対策事業に228万6,000円を充当し、充当額の関係で、1,000円の残高になっておりましたが、今回、当基金を充当できる歳出においても計上いたしておりますが、事業運営円滑化事業を増額補正するに当たり、基金残高の1,000円を充当するものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） あと、委員長に聞きます。

○議長（生野 征平君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 1項5目19節の貸付地元交付金1,848万7,000円のうちの1,800万でございますが、この土地に関する購入希望者との合議の過程を教えてくださいたいと思います。

続いて、いいですね。同じ2款でいいですね。款別でしたね、はい。

同じ17ページで、1項9目13節ですか、委託料73万5,000円の委託事業の移設業務ということで伺ったんですけども、この業務の内容を教えてください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） お答えいたします。

価格交渉に関する合意過程でございますが、購入者の売り払い申請による購入希望価格をもとに、不動産鑑定評価との検討等、協議し合意に至ったものでございます。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（日野 正彦君） 湯布院地域振興課長です。委託料73万5,000円について、御説明申し上げます。

湯布院庁舎東側の広場の一角に、災害用の資機材倉庫がございます。広場につきましては、祭りやイベント会場として利用しておりますが、イベント等のあるときに、その倉庫のあるスペースが必要ということで、以前から、移動してほしい旨の要望もありましたので、今回移動するための経費を計上しております。内訳につきましては、倉庫の撤去費用、基礎撤去、それから倉庫の備付の基礎工事を含むもの。それから設置場所がガス、エアコン等の配管等がありますので、そういったものを含めまして、73万5,000円ということで、計上させていただいております。

す。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） では、貸し付け地元交付金のほうでございますけれども、以前、私も総務委員会で行っていました。その売り払いに關しての件は前議会で出ておりましたんですが、そのときに土地の評価額、不動産鑑定額をお聞きしまして、そして、売り払いの売却額との大きな差を指摘しておったんですけれども、評価額の8倍からぐらいの高さで売るということで、そういう売り方を御本人にきちんと説明してるのかどうか。その上での合議になっているのかを、ちょっと聞かせていただきたいと思います。もう1個、あと、庁舎の災害対策用の移設ですけれども、その業務に職員の労力というのは使われるんですか。それとも、丸ごと業者に出すんですか。その2点、お願いします。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 市有地の処分につきましては、3月の定例議会で、議案上程をさせていただきます、可決をいただいております。その時点で、仮に契約でも、議案上程でございますので、その時点で合意に至っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（日野 正彦君） 湯布院地域振興課長です。

移設につきましては、業者のほうにすべて見積もりを出して行うことになっておりますが、中の資材等につきましては職員でないとわからない部分ありますので、その資機材の移動等については、職員がすることになるかと思っております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 貸し付け地元交付金ですけれども、要するに、8倍ぐらいの、鑑定額の8倍ぐらいの価格で売わけですから、私から見れば、御本人に対して、市民の不利益につながるんじゃないかという発想で、それをきちんとやってくれるようにというふうな委員会での質疑とお願いをしたわけです。それは当然可決をしましたから、云々で終わったことだと言われるかもしれませんが、その観点でどうなのかということです。市民の不利益を市が、こんだけもうかるからいいじゃないかというふうな言い方で終わっているわけですが、その点をきちっと納得してもらって、売り払いだということであれば、私は問題ないと思いますけれども、その過程、わかれば、教えてください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 確かに、3万2,000平米うち、急傾斜地等があります。周

辺にですね、本人も今、営業やってるんですけども、その中に、もう少し駐車場広げたいとか、倉庫を建てたいとかいうことで、そういう営業にもつながるということで、本人から、購入希望の価格が提示されたというふうに思っております。有効利用されるということで、そういう、この価格での市に対する売り払いの申請が出たものと思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） その上の17ページの2目文書広報費の中の携帯サイト構築支援事業107万5,000円、新規事業ということなんですが、具体的な内容を教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 総務課長です。

当初予算で、ホームページのリニューアル設計委託料の予算をいただいておりますが、課内で検討する中で、今回の震災に伴う情報発信、収集等の方法等につきまして、携帯電話によるものが多いということがわかりました。

それと、由布市地域情報化計画策定時に実施しましたアンケート結果でも、市民からの要望が高いということから、災害時に有効な情報ツールである市の携帯用ホームページを作成する予算を計上しています。当然、ホームページのリニューアル設計委託料については、その後になるということで、今回減額をお願いしています。内容といたしましては、防災情報、それから休日当番医の紹介を初め、イベント情報、ユーバスの時刻表、各種申請方法や、相談窓口等の紹介といった携帯用のホームページを、今、職員から構成されましたプロジェクトチームで、内容について検討しながら、研究してやっているところです。できれば、来年の春まで完成させたいというふうに思っています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと、よくわからないんですけど、ちょっと前の全員協議会のときに、災害情報を携帯電話会社が自動的に発信するというような事業が始まるという説明をもらったことがあったと思うんですけども、それとは別のことなんですか。その事業のことではないんですかね。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 今回の携帯用ホームページにつきましては、すべて、今、子育てのほうもやってますけども、この防災関係の分と、すべて取り込んでいこうという計画にしています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） それは市が独自で、そういう事業、サイトを立ち上げるということですか。ちょっと、全員協議会での話で申しわけないんですけど、全員協議会で説明してくだ

さった携帯電話会社がやるサービスを由布市も受けますっていうような事業説明があった分とは違うんですかね。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） その分はまた別個です。今回は、私どもの職員が一応30名ぐらいのプロジェクトのチームがおるんですけども、そういった職員の中で、こういった知識を学んで、携帯用のホームページを立ち上げていくという形をとっています。

○議長（生野 征平君） 次に、3款民生費について、まず13番、淵野けさ子君。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番、淵野です。よろしくお願いします。

3款、19ページの3目障がい者福祉費の中で、負補交、19節で、障害者福祉サービス費負担金増額とありますが、このサービスの内容を教えてください。

それから、次に、20ページの3款1項7目の介護保険事務費の中で、18節の備品購入費、機械器具費531万3,000円、新規。これは社協のほうの包括のほうにパソコン購入とお伺いしましたが、金額が大きいんですが、その目的は来年度から介護保険制度が変わる。そのことにかかわりが、関係があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、3款2項の同じ20ページで、児童福祉総務費なんですが、歳入のところで、子ども手当のことを詳しくちょっとお聞きしたんですが、内容はそうだと思うんですが、これは10月から支給分、10月から3月までの分ですかね、それを聞いたかったのと、これは所得制限があるのかどうかということと、国の制度で、もう、ころころ変わるので、私たちも覚えにくいし、地方自治体も大変事務が煩雑で大変だと思いますが、これからのスケジュールがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

障害福祉サービス費負担金1,351万5,000円についてでございますが、増額の主な内容といたしまして、23年10月の法改正によりますグループホーム、ケアホームの家賃補助。これが利用人数29人、月額1万円でございますが、その分が145万円。それからグループホーム、ケアホーム、入所者の給付費、前年度実績で、述べ70人の増が見込まれますので、645万5,000円になります。

それから、就労移行支援、就労継続支援、A型、B型の訓練と給付費、これが昨年度実績より述べ90人の増が見込まれますので、1,350万円。それから、その他、各種サービスの分が381万5,000円ということで、合計2,522万円ほどになりますが、当初予算で、1,170万5,000円の増額を見込んでおりますので、今回差額の1,351万5,000円を増額補正するものでございます。

事業円滑化事業の分はよろしいですか。

○議員（13番 淵野けさ子君） それも。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） それから、事業円滑化事業補助金についてでございますが、この分につきましては、日払い方式の導入に伴う従前額を90%まで補償するためのものがございます。また、するために、事業者に助成をし、あわせて、旧体系から移行した場合にも、同様の保証を設けるものがございますが、この事業補助金につきましては、当初6施設16人を対象として予算措置をいたしました。4月以降の実績を見ると、見込みより若干の利用者減が見られ、この事業は利用者が減ると補助金がふえるという事業ですので、増額補正をするものがございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。13番、淵野議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりに、地域包括支援センター3カ所に設置するものがございます。23年度、今年度に保守期限が切れるものです。それにあわせて、パソコン等もかなり老朽化しておりまして、部品等がないということで、修理が不可能な状況でございまして、あわせて、パソコン等も整備をいたすものがございます。

パソコンが17台、ソフトといたしましてはシステム導入、ライセンスインストール、そして先ほど申されました法改正等に伴うものございまして、総額で531万3,000円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。淵野議員の質問にお答えいたします。

子ども手当は支給月が6月、10月、2月とされ、4カ月分をまとめて支給いたします。23年度予算には、各支給月に対応した平成23年2月から24年1月分を計上しております。本年10月1日に施行された半年間の特別措置法では支給額が変更となりましたので、該当となる24年1月分までの額を再度計算し直し、今回、不要の分を減額補正した次第です。

所得制限につきましては、22年から始まりまして子ども手当につきましては、所得制限はありません。

24年度から、今後の子どもに対する手当制度につきましては、いまだ、まだ、国からはまだ詳細は示されておませんが、特別措置法の附則の中で、24年度以降の子どものための現金給付については、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とするとされており、所得制限につい

ては、平成24年6月以降から適用することとして、等々となっておりますので、それらを踏まえた措置が講じられるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 淵野けさ子君。

○議員（13番 淵野けさ子君） 福祉対策課長にもう一度お伺いします。

グループホーム、ケアホーム、大体何カ所でしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。申しわけありません。ちょっと、今、把握しておりませんので、後ほど、お知らせをしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 淵野けさ子君。

○議員（13番 淵野けさ子君） 今、2回やから、あと1回ですね。

それでは、健康増進課長にお伺いしますが、パソコン3カ所なんですね。庄内と湯布院と挾間と。3カ所なので、金額が。それと、（発言する者あり）多くなるということですね。17台、（発言する者あり）ですよね。これは要望なんですけども、同僚議員から、要望なんですけども、包括支援センターに対する、この予算に対することじゃないんですが、例えば、対象者が挾間の人にヘルパーさんお願いしたいというときに、大分市、市外の人がある場合があるそうなんですね。そういうときは、なるべく、市の社協にお願いしたときには、包括のほうで、ちゃんと地元要望をかなえていただきたいという、同僚議員からの要望がありましたので、余分ですけど、ちょっと、つけ加えさせていただきたいと思います。

あと、一つ、子育て支援課長にお聞きしたいんですが、先ほど、減額になったのは、3歳未満の方が、2万円が1万5,000円になったということと、3歳から小学校に上がるまでの第1子、2子、2子、3子、ですかね。1万円というのは。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○議員（13番 淵野けさ子君） そうや、私、これが最後なんです。済みません。そこんところは、ちょっと教えていただきたいんですが、そして、小学校6年生から中学校3年生までが1万3,000円。これはもう間違いないです。それは変わったっちゃうこと。1万円。ということ、ちょっと、はっきりしたことを聞きたいので、よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） お答えいたします。

22年度では、一律1万3,000円で行ってました。ゼロ歳から中学校終了まで。23年度10月分から24年3月分までの、この現在の特別措置法の中で、3歳未満と3歳から小学生、第3子、第3子の小学生につきましては、1万5,000円。3歳から小学生で、第1子、第

2子、それから中学生につきましては1万円です。

これになります前に、昨年の当初予算を計上する時点で、3歳未満児を2万円というようなお話が出ておりました、私どものほうで予算措置するときに、2万円で組んでおりました。それが実際1万5,000円ということで減額になりましたので、そういうのとか、あと、中学生等が、1万3,000円が1万円に減額になっております。そういうもろもろの分を計算しまして、今回の減額ということになります。

○議員（13番 淵野けさ子君） ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。先ほどのグループホーム、ケアホームの数ですが、共同生活介護ということで、グループホームが4事業所4カ所です。それから共同生活援助ということで、ケアホームが10事業所、10カ所になっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 3款1項2目高齢者福祉費で、負補交が両方とも減額になってるんですけども、財源内訳では、老人クラブ助成事業が減額、老人クラブ連合会助成事業が増額となっております。連合会の助成事業の増額が今回のこの事業に該当しないのか。その辺、わかるように教えていただきたいんですが。

それと、次の次の21ページの生活保護費の扶助費については、詳細説明で、25%が市の負担であるというふうに言われたんですけども、この総務費のほうがですね、全額一般財源でなってるんですけども、そこ辺が、総務費のほうはどうなってるのか、教えていただきたい。

もちろん、これ財政がわかるんだと思いますけども、直接担当されている福祉対策のほうで、原則、どういう形でやってるちゅうのがわかれば、ありがたいです。お願いします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、老人クラブ連合会の補助金の件でございますが、老人クラブに関する補助金につきましては、単位老人クラブに対するものと老人クラブ連合会に対するものがございます。健康づくり事業補助金につきましては、本来、連合会に対する補助金であります。当初予算で、連合会の補助金ではなく、単位老人クラブの補助金として組んでいたために、今回の内示に合わせ、全体的には減額になりますが、連合会の補助金として、組み直しておりますので、結果的に連合会の補助金が増額ということになっております。

具体的には、当初予算で、老人クラブ助成事業240万2,000円のうち健康づくり事業分が17万円ほど入っておりますが、この分の内示が10万3,000円、連合会助成事業の内示

が24万9,000円で、連合会助成事業としての合計が35万2,000円になります。当初予算が24万6,000円ですので、差し引き10万6,000円の増額になるということになります。

それから、次に、生活保護費についてでございますが、生活保護に関する費用負担につきましては、生活保護法に市町村の支弁、都道府県の支弁負担補助、国の負担及び補助に関する規定がありまして、その負担割合に基づき、予算計上をしているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そんな木で鼻をくくったようなこと言ったって、わからん。こういう負担になってますと。生活保護総務費についてはという、中身を言わんとね。だから、扶助費については、この前、詳細説明でそれ言うたんで、よく理解できたんですよ。全体の4分の1だなど。だから、何で、そういうようになってるのかちゅうのを。すべてやないわね。一般財源が。当初予算見ると。だから、そこ辺を、どういう仕組みになつとるというのを、ちょっと、もう少し、丁寧ね。うん。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。失礼をしました。

まず、市町村の支弁でございますが、生活保護法の第70条に規定をされておりますが、生活保護法の施行に伴い、必要な人件費、それから必要な事務費は市町村の支弁になります。それから都道府県の負担でございますが、居住地がないか、または明らかでない被保護者につき、市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1。それから国の負担でございますが、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の3を負担しなければならないという規定に基づくものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今、びっくりしたんですけど、事務費はすべて市町村の負担ちゅうことになるわけですね。ああ、そうですか。はい、ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 先ほど、福祉対策課長がお答えいたしましたけども、4分の1につきましては、基本的には普通交付税で見るということになっておりますので、予算上は4分の3負担になっておりますけども、残りの事務費等のケースワーカー等については、普通交付税のほうで算入するというので、理論的には国が全額持つということになっております。（「ああ、わかりました」と呼ぶ者あり）以上でございます。（「ありがとうございます。御丁寧に」と呼

ぶ者あり)

○議長(生野 征平君) 次に、4款衛生費について。まず6番、小林華弥子君。

○議員(6番 小林華弥子君) 23ページの下から2番目の備品購入費、機械器具費で、1,513万1,000円、新規。ごみ収集車の購入費だというふうに御説明がありました。済みません。知識がないので教えてもらいたいんですが、ごみ収集車をこれ、どうして、市が直接、ごみ収集車買わなきゃいけないのか。環境衛生組合の議長の報告の中にもありましたが、湯布院地域と挾間、庄内地域、それぞれやり方が違うということでしたが、このごみ収集車は、どこの部分のごみ収集をするための車で、なぜ、市が買わなきゃいけないのかということ。

それから、これ、6ページで繰越明許費に上がっておりますが、その防衛予算なんだろうが、ごみ収集車を買うのに、どのくらいの手続や時間がかかるものなのか、教えてください。

○議長(生野 征平君) 環境課長。

○環境課長(生野 重雄君) 環境課長です。お答えいたします。

なぜ、市が直接、ごみ収集車を買うのかについてでございますが、現在、湯布院地域における一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、業者に委託を行っているところでございます。委託の内容といたしましては、労務提供の委託の形態をとっております。ということで、収集車につきましては、市で購入し、貸し付けております。あと、購入までの手続についてでございますが、今後、九州防衛局への補助金交付申請、その後、補助金交付決定通知をいただいた後、入札、購入となります。

なお、業者が決定後、納品までには、パッカー車及びシャーシの改造等がございますので、最低でも3か月以上かかると聞いております。

以上です。

○議長(生野 征平君) 小林華弥子君。

○議員(6番 小林華弥子君) 繰越明許する、防衛予算に使うから、防衛のほうの手続に時間がかかるので、今年度中にはおさまらないという見込みだということですね。

湯布院地域には、業者委託をしてるけど、労務提供の委託だけだから、備品は全部市が買わなきゃいけないと、そういう契約だということ、今の説明でよくわかりました。ただ、この契約形態は問題があるんじゃないかなって、今、聞いてて思ったんですが、これ、もし、業者を変えるときには、その車、全部、市が引き取れるんですか。

○議長(生野 征平君) 環境課長。

○環境課長(生野 重雄君) 車は由布市の物ですから、由布市が引き上げようと思えば、引き上げられます。なぜ、この形態をとっているかといいますと、業者に車を買わせると、減価償却等委託費にかかってこようかと思えます。市が買いますと、幸いに、防衛予算で買えますんで、その

辺、有利かなと思っております。

○議員（6番 小林華弥子君） わかりました。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 有利なはずの防衛予算がですね、環境衛生組合で買うと1,000万円なんです。何で、うちで買うと1,500万円かと。不思議でたまらんです。私は、22ページの1番下ですね。4款1項5目の負補交で、大分市葬祭場運営管理費負担金というのが増額になってます。10万円。葬祭場そのもの利用が極端に減ってると思うんですね。近年。皆、庄内を利用するから。だから、利用が減ってて、どうして、増額になるかっちゃうのがようわからん。今までの分を返せっちゃうなら、わかるんですけどね。そこ辺、わかるように教えていただきたいと思います。

次の、その下の施設整備事業補助金、桑屋の給水施設で、60%補助するというのは詳細説明でありました。どういう施設要望が出てて、どんな改修をしようとしてるのか、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

それと、今言った備品購入のごみ収集車です。過去にも防災無線工事を、1億5,000万円のやつを3億円で業者に便宜を図って、金額を決めるとか。1番残念なのは、その処理場ですね。20何億円もかけてつくって、同施設規模以上の所に視察に行ったら、10億円でできててね。だから、防衛予算だからちゅうことで、無法なことはやらんでほしいんですけど、何で、一体1,500万円なんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えいたします。

まず、大分市葬祭場運営管理負担金についてでございますが、本負担金につきましては、前年度の当該施設の光熱水費及び燃料費を本年度の、当年度ですね、10月1日現在の大分市及び由布市挾間町の人口割で算出しております。両費用及び人口が確定したので、補正を行った次第でございます。

なお、利用者数につきましては、昨年度より1.59倍ふえております。（「ふえてる」と呼ぶ者あり）その件は以上です。

続きまして、給水施設、事業内容ですね。事業概要といたしましては、水井戸掘削、ボーリング工事でございます。それに伴う電気工事、配管工事、ポンプ設置工事でございます。

続きまして、ごみ収集車の価格ですね。ごみ収集車の価格につきましては、価格の相違は車体、シャーシの重量及び購入年度及び予算額、落札額の違いによるものだと考えられます。ちなみに、本予算の車は、車体は5.5トン車。議員御指摘の衛生組合の車は4.4トン車でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 利用者が1.59倍なんちゅうのは、ちょっと信じられんので、後で明細を見せてください。

それと、入札でどうなるかちゅうのは、本当、わからないんでね、これ以上のことは言えませんが、往々にして、湯布院でやってるのが、委託費も含めて、精査する必要があるんじゃないかと、こっちも考えてるんで、以後、中身については、資料もいただきながら議論していきたいと思います。

ちなみに、委員長さんに、その後はお伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。まず、6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 先ほど、歳入のところで、同趣旨の質問が出ましたので、結構です。

○議長（生野 征平君） はい。次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 24ページの6款1項1目農業委員会費で、今回の雑入が歳出の中で、どういうふうに反映されてるのかというのが、よく、わからんですけども、どういう雑入で、どういったことに使うのか、教えていただきたいと思います。

それと、5目の農地費で、今回、大幅に減額を農山漁村活性化プロジェクト支援事業ということでやってます。減額にならなかった部分というのは、一体、どういうものだったのか、教えていただきたいというふうに思います。

13節のため池、委託料で、ため池、農地費、同じところで、ため池整備事業計画というのがあります。ここで、当初120万円、9月で50万円増額、今回70万円の減額ということで、非常に、ちょっと、いろいろ上下してるんですけども、そこ辺のいきさつを教えていただきたいと思います。農政、6款だけですね。はい。以上です。

○議長（生野 征平君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小野 道幸君） 農業委員会事務局長です。西郡議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

諸収入は、議案の84号の15ページでございますが、21款諸収入、5項2目1節の雑入の15万7,000円でございますけども、これにつきましては、県が大分県農業会議を通じまして、各市町村の農業委員会に第3者への経営継承の調査の委託費としての歳入でございます。

それから、この歳入に伴いまして、24ページの歳出でございます。6款農林水産業費、5農業費、それから1目の農業委員会費で、8節の報償費でございますが、11万7,000円でございます。この調査を農業委員さんをお願いすることとしておりますが、この調査費用を謝金として支払いするものでございます。

それから、11節につきましては、需用費でございますが、4万2,000円につきましては、この事業に伴う事務費となっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長でございます。説明を申し上げます。

まず、農村活性化プロジェクト支援事業の件でございます。この事業、平成22年度に測量設計を行いまして、23年度から工事を実施する予定でございました。工事に際して、地元説明会、あるいは公図の確認を行ったところ、公図と現地の水路にずれが判明しました。そこで、用地の関係者や水路関係者と協議を行いました結果、原設計の一部を変更することといたしました。その変更に伴い、県道の横断工事がございますので、道路施行承認や占用許可をとるのに、不測の日数を要するというので、今回、変更交付申請を行って、減額補正をいたしました。その残りの部分は県道から下流の部分については、設計変更の必要がありませんので、主に工事費に充当させていただきたいと考えております。

委託料のため池整備事業計画資料作成業務でございます。ため池の整備事業計画作成資料は、県が土地改良連合会に作成業務の委託をしており、県予算の不足分を市が負担することとなっております。今回のため池等整備計画の資料作成業務の金額は420万円でございます。9月の時点で、当初予定しておりました300万円の県の予算が250万円になるよという連絡がございましたので、市負担金の増額が50万円必要でありましたので、補正を行いました。その後、県下で事業費の調整をした結果、県から70万円増額できるよという御連絡がありましたので、その分のうちの委託料分を減額させていただいて、19款の県営ため池の調査負担金の35万円増額させていただいております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 次に、7款商工費について。まず13番、瀏野けさ子君。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 26ページの7款商工費、3目観光費の19節負補交で、351万1,000円、観光交流者誘致促進事業補助金351万1,000円ですが、詳しく内容をというふうに申し出たところが、皆様のお手元にも配付されてると思うんですが、これが促進事業の内容ということで受けとめてよろしいですね。そのことで、そのことで、ちょっと、お聞きしたいんですが、これは過日、新聞に出てたんですが、県が九州新幹線の全線開通対策として、JR久大線の久留米大分間で、10月から12月に運行した大分まちあるき観光列車のこれの延長線上にある事業と受けとめてよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。質問にお答えをいたします。

この事業とまちあるき観光列車とは別の事業でございますし、単独事業として、JRとタイアップして行う事業でございます。

○議長（生野 征平君） 渚野けさ子君。

○議員（13番 渚野けさ子君） 全く別の事業なんですけども、内容はこれに絡んだあれに見えたんですけども、これは事業フローを見ますと、最終的には出来高払いで、由布市が使った分だけを払うというような形になってると思うんですが、それでいいんですよね。ですが、これはJRが企画する、特別企画商品を利用して、由布市を訪れるお客様に対して、おもてなし商品券は、どの時点で渡すような形になるんですかね。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 一応、商品券を3,000名分ということで、1,000円券を3,000名分発行したしまして、一応、300万円の予算をそれで持っております。その券を印刷等いたしまして、一応、旅行、特別企画の商品で来るお客様は旅館等泊まったときにわかりますので、旅館等で配付をして、旅館以外で、商工業者の所で使っていただくというようなシステムでいきたいということで、考えております。

○議長（生野 征平君） 渚野けさ子君。

○議員（13番 渚野けさ子君） そうしますと、最初に、このJR九州のほうに商品券を一緒にお渡ししていただくというような形になるのでしょうか。そして、また、それが効果があると思いでしょいか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。

一応、事業につきましては、JR九州にタイアップして行いますが、JR九州はそれに伴いまして、宣伝ですね、PR等をJRのほうで全部一緒に行います。JRにいく委託費というのはありません。これは市の観光協会の中で行う事業で、この351万1,000円につきましては、由布市観光協会で行います。JRはその企画と、JRの企画を利用しながら、集客、誘客を図るという事業で行いたいということで思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 同じ事業についての重ねての質問ですが、効果があるんでしょうかと同僚議員が言われましたけど、こういう3,000名に1,000円ずつ商品券上げるということについて、こういうことをすると、どのくらいの経済波及効果があるのかというのを試算した上での計算、計上なのかっていうのが1点。

それから、詳細説明のときに、これ来年度の緊急経済対策の前倒しだというような説明がありました。それが道路維持費の方もそうだということ言われたんですけど、この来年度の緊急経済

対策ちゅうのは、何なのかちゅうのが、まだ、全然知らないうちに、それを前倒しするって言われても、何のことかわからないんですが、来年度の緊急経済対策事業って、何なんですか。それから、前倒しっていうのは、どういう意味なんですか。来年度の補助金か、交付金か何か事業を当面うちで23年度にやるから、単費を持ち出すという意味なんですか。そこら辺教えてください。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。質疑にお答えをいたします。

経済波及効果ということで御質問がありましたように、この、おもてなし券、3,000名分、300万円で発行いたします。この3,000枚については、3,000枚がそのまま効果になるということだと思います。発行するのに、商工会と、今、協議をしておりますので、商工会のほうで発行していただいて、商工会会員、それから観光業者等が使用した場合、そこで市内で回転をすることによって、倍の効果もあらわれてくるということで考えております。

それと、この資料の中の4番目にありますように、おもてなしキャンペーンということで、JR九州がPR活動を全部行います。そのPR活動に必要な経費というのが、4,000万円ぐらいの経費になるということで試算をいただいております。そういうことで、JRがそれだけのお金をかけて、由布市のために、こういうキャンペーンをやってくれるということで、4,000万円の効果が倍の効果になって戻ってくるというようなことがあります。JRはあくまでも自分ところの商品を売るだけでございますけど、それに付加価値をつければ、JRもこういうことをやってくれるということで、今後についても、観光列車等の要望等もやっていながら、タイアップをしていきたいということで思っております。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。お答えいたします。

緊急経済対策についての説明でございますけども、新年度の予算編成の中で、市長から各部長あての通知文の中で、新年度の施策としてうたっているものでございまして、これまで経済対策ということで国の補助金もございましたし、また、緊急雇用ということで、雇用の関係でも交付金等がございましたけども、それもすべて23年度でなくなるということで、24年度につきましては、由布市として、単独で、その2つの施策について、展開をしようということで、予算的には、一応、2億円を予定しております。財源につきましては、すべて単費を考えてございまして、新年度で5%の経常経費のカット枠で、約1億円が捻出できますことと、それと、財政調整基金を1億円壊して、約2億円で24年度は取り組みたいということでしておりますけども、今回、前倒しということの意味でございますけども、本来ですと、単独で市道の維持補修、それと、こういう観光事業行う場合には、当然、当初予算で組むべきものと思っておりますけども、現在の市内の

置かれてる状況を見ますと、建設業者等についても、繰り越し事業もほとんど終わって、事業がないという状況が年明けから発生する状況でございますので、それに対応する意味で、今回前倒しということで位置づけております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子君。

○議員（6番 小林華弥子君） 3000名が300万円の商品券が市内出回るから、そのまま経済波及効果だというんですけれども、こういう一過性の補助というのはどうなのかなって思うんですよね。これ、考え方なんですけど、観光振興のときに、お客さんに直接、お金券をばらまくことが果たして、いいのかどうかという考え方は、これ考え方なんでしょうけど、私は、そういう、その焼け石に水の観光振興はどうなのかなと思います。これ、個人的な意見ですが。こういうのは、例えば、今年度だけのつもりでやっているということなんでしょうか。

それから、前倒しの意味なんですけど、100%単費でやる事業が前倒しというのは、これ緊急経済対策であれば、緊急的に、この12月補正で補正するわけですから、今年度事業の補正になるんじゃないかと思うんですけど、その前倒しの意味がもう一つよくわからない。

それから、そういう、仮にですよ、そういう緊急経済対策というものを、この時期に打っていかなくちゃいけないっていう大きな方針が出て、2億円つぎ込むと。それについての事業のめどをつけてるんであれば、先にそういうことを我々議会にも示すべきじゃないですかね。来年、こういうことを、今、課長から言われたように、市長から、そういう指示があって、こういう対策をとっていきたいからというようなことを、まず議会に示して、その緊急経済対策事業の概要を説明した上で、今、補正予算に上げてくるのが、筋ではないかというふうに思うんですけど、これ何のことかわかんない。一部だけ、こうやって、補正で先に出してくるということ、私は理解できないんですけど、そこら辺、どう考えてるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） お答えいたします。

24年度から取り組むということにつきましては、うちのほうの、先ほど説明いたしましたけれども、編成方針でうたっておりますけれども、今回、それを前倒しということで、説明不足になったことは、申しわけなく思っております。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） もう単年度で終わるのかということなんですけど、商工観光課といたしましては、滞在型観光を推進するというので、次年度に向けても、要求をしてまいりたいということ。形は、このような形をとりたいと思いますけど、タイアップしていくところが違う。自前でやっていたり、いろんなやり方があると思いますので、そこは、今、考慮してると

ころでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか、はい。

次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 同趣旨です。

○議長（生野 征平君） 次に、4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 同趣旨ですけど、どんどんやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 当初は、この書類が出てきましたので、ちょっと内容的に変わりましたが、この内容を見ますと、1,000円ちゅうのが、前にも太田議員が一般質問の席か何かで言われた、別府市が行った、業者に20名以上別府に連れてきた場合には1,000円ずつのキャッシュバックをするという内容と同趣旨だと思うんですけども、今回、この事業を始めるに関して、これは市が単独で考えたのか。それともJRが優先的に話を持ってきてしたのか。そこんどこ、お教えてください。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。

考えたのは、市と由布市観光協会とそれぞれの観光協会と協議をしながら、こういう事業を組み立てました。JRにつきましては、行政のトップ等で、陳情等、要望等を行っております。その中で、一応、協力している自治体につきましては、JRも協力して返していこうというようなことで、JRも快く、持ちかけましたら、賛同していただきまして、今回の企画になったわけでございます。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） この項目で、きょうもらった紙ですけども、上から5行目ぐらいですかね。民間の公共交通事業と協働してという一つの項目あるんですけども、由布市湯布院の中には、やはり、いまだかつて、バス会社が走っていると。そのバス会社が福岡まで運行しております。やっぱ、そういう業者に声をかけるとかですね。また、その親会社が西鉄観光あります。そういう所に声をかけて、何でやらないかと。何で、JRだけなんかということ、私言いたいんです。はっきり言って。市が観光協会とともにするのであれば、やはり、地元における業者もその中の基本の中に入れるというふうな考え方が何でできないかと。それと、やはり、太田議員が言われたみたいに、別府市がそういうふうに1人1,000円ちゅうことを、20人集めれば、お金を出しますいうのやってる。やっぱり、集客が多いような、お金のうまい使い方ちゅうのをぜひ考えて、こういうのを、ただお客さんにぽっと1,000円やるんじゃないで、そういうふ

うに、お客さんがたくさん来るような。特に、私なんか、知ってますのは、名鉄とか、阪急とか、やはり、湯布院にお客さんを連れてきて、一つの旅館には泊めません。ぐるっと回って、お客さんがそのときの、料金、バージョンによっては泊めていくちゅう、1台のバスを何個もとめるような制度持ってます。ぜひとも、前回の大分空港の件においても、もう特定業者しか、宿がですね、できないのに60万円出すような事業して、何のために湯布院なのかちゅう、一つ私も懸念持ってるんですけども、やはり、もう少し湯布院の各旅館にお客さんを平等に送れるようなですね、お金の使い方をもう少し考えていただけないかということで、質問を終わります。

○議長（生野 征平君） 答弁要りますか。

○議員（1番 鷺野 弘一君） いや、要りません。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は14時15分とします。

午後2時05分休憩

.....
午後2時16分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、10款教育費について。まず13番、瀏野けさ子君。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 29ページの10款1項12節の役務費118万3,000円、その他で手数料、新規と上がっていますが、その内容を教えてください。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。瀏野議員にお答えいたします。

この、その他手数料118万3,000円は、湯布院中学校の耐震化工事の実施設計が完了したことに伴います申請手数料でございます。内訳といたしまして、構造計算適合判定手数料が81万6,000円、建築確認申請手数料が20万7,000円、建築許可申請手数料が16万円となっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その下の中高一貫教育推進費で、県の支出金、緊急雇用創出臨時特例交付金が半分削除されて、一般財源で充当してます。当初、人件費総額を、補助対象にしたと思われんですけども、どういういきさつがあったんでしょうか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（中和田 久君） 中高一貫教育推進課長です。お答えいたします。

当初、中高一貫教育推進にかかわる6名の各中学校2名ずつ配置している臨時講師の人件費につきまして、当初、緊急雇用創出事業の交付金を充てることとしておりました。その部分につき

ましては、本年度は、その対象者が3名しか確保できませんでした。（「そういう意味」と呼ぶ者あり）はい。全体6名おるんですけれども、残りの3名につきましては、継続雇用という形で、その要件に該当しないということになりましたので、交付金の充当額も減額し、その分を一般財源に変更したということであります。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、11款災害復旧費について。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 4番、長谷川です。

P31、11款1項1目15節の工事請負費3,850万円。16件の件数があるそうなんです。が、簡単でいいですが、詳細の説明をお願いします。それと、その下の工事請負、新規の分ですが、100万円。これも同様、説明をお願いします。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。お答えをいたします。

この工事請負費につきましては、平成23年の9月18日からの台風15号による農業施設災害復旧に係る工事費を計上させていただいております。この内訳について申し上げます。農地は14件、農業用施設のうち水路が2件の、道路1件の計17件の16カ所でございます。旧町単位で申し上げますと、挾間町の農地が9件、農業用施設が3件、庄内町の農地が5件でございます。

続きまして、林道施設災害復旧工事についての御説明をいたします。これも同様に台風15号災でございます。これは林道、大分中部線ののり面復旧工事に要する、災害復旧に要する工事請負費でございます。林道災害については、こののり面災害1カ所でございます。工事場所は、庄内町の大西津留でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 資料できちよら、それ、くれらよかった。したら、せんでよかったんやけど。後で資料ください。今、メモしこなさんやったけん。

○議長（生野 征平君） 次に、第2表繰越明許費について。1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 繰越明許費、これ見てましたけども、できれば、どういう意味で繰り越しをするのかというのを、この文書の中に1項入れてほしいと。また、年度が変わったり、変わるわけですけども、その際に、歳入は何であったかという表示までは、資料として、そこまでするのが当たり前じゃないかと思うんですけど、できないでしょうか。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。お答えいたします。

この予算書の第2表につきましては、国のほうで、もう様式が定められておりますので、様式

としては、この様式でお願いしたいと思います。今さっき、議員が言われたように、財源内訳につきましても、後ろのほうについております事項別明細書の中に特定財源については書くようになっておりますので。次年度に繰り越して、事業を終了した場合には、また6月のときに繰り越し計算書の中で財源内訳等も入れますので、よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 国でそういうふうが決まっているかもしれないですけど、できれば、由布市として、繰り越しの説明だけは、口頭でされるんですけども、やっぱり書類として、一つつくる以上、括弧書きでもいいですから、どういう意味であったかちゅうのは、残すべきではないかと思っておりますので、できれば、検討をお願いします。

○財政課長（秋吉 孝治君） はい。繰り越しと債務負担につきましても、また、別途資料を予算編成の概要のところ添付したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（生野 征平君） これで、議案第84号についての質疑を終わります。

日程第16. 議案第85号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第16、議案第85号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、13番、淵野けさ子君。

○議員（13番 淵野けさ子君） 11ページの5款地域支援事業費の1目、2目なんですけど、私、ちょっと勉強不足で気がつかなかったんですけども、この目の名称が変わってるんですね。平成23年度から。変わった意味といいますか、わけ。それから、ずっとこういう名称になるんですかね。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。13番、淵野議員の御質問にお答えいたします。

平成22年8月6日付で、国の地域支援事業実施要綱が改訂ございまして、その中で、従来言っていました一般高齢者施策が、これが1次予防事業。特定高齢者施策という分が2次予防事業というふうに名称が改訂されて、以後、こういう名称になると思います。

以上です。

○議員（13番 淵野けさ子君） ありがとうございます。いいです。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 詳細説明では、それぞれ財源内訳について、パーセントが決まっているということで、これ見たらですね、確かに、地域支援事業費については、それぞれ同じ

パーセントで減額、ずっとなってるんですけども。上の保険給付費のほうは、必ずしも、そうならないんですよ。それで、多少財源の入れかえがあるんだというふうに思うんですけども、そこ辺の要因はどういうことなのかが1つと。

それともう一つは、8ページをごらんになってほしいんですけど、これは毎回言うて、毎回突っぱねられるんですけど、保険給付費、1項介護サービス諸費の中で、1目の財源内訳で諸収入というのがありますよね。諸収入そのものは財源見てもらえばわかりますけども、62万9,000円しかないのに、ここでは1,252万6,000円というふうに書いている。こういう書き方はやめてくれと。一般会計と同じような書き方にしてくれちゅうこと、ずっとお願いしてるんですけども、もとが、どこにテーブルがあるんか知らんけど、テーブルがそげんなっちゃうとが、わけわからんこと言って、言うこと聞いてくれんのやけど。何とかしてよ。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。12番、西郡均議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

保険給付費につきましては、介護給付、予防給付と、必要な費用につきましては、公費を50%負担するようになっております。この分につきましては、介護保険法の121条から128条まで、そして負担率につきましては、政令の、413号、平成10年12月24日付の第413号に規定をされておまして、それに基づいて負担をさせていただいております。ちなみに、施設給付費につきましては、国が20%、都道府県が17.5%、市町村が12.5%です。それにあわせまして、介護居宅給付費というのがございまして、国が20%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%というような負担率になっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） うん。だから、そういう点でいえば、公費50%が必ずしも公費50%ちゅう割合じゃないでしょ。特定財源見れば。全部足し合わせばね。だから、それがどういうふうになって、多少の入れ違いが起こってるかというのを聞いたかったんですけどね。いいわ。あと、委員長に聞きますから。いいです。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 済みません。もう一つ、1,252万6,000円で、諸収入の内訳でございしますが、第3回の定例議会でも、こういうような御質問いただいております。システム上、こういうふうな処理しかできないということを言っております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○議員（12番 西郡 均君） 理解できんから、何回も言いよる。次も言います。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第86号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第17、議案第86号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今まで、いろんな補正予算を見てきたんですけど、1,000円ちゅうのがね、私の経験の中にないんですよ。どういう意味を持つのか、教えていただきたい。（発言する者あり）だから、証明手数料たって、あんた、それが1,000円ちゅうのは、金額も言うたかな。（発言する者あり）聞いてないですね。ほんなら、私がそんなとき、ちょうど聞こえなかったんよ。

職員の給与のところ、ちょっと見てください。ここに職員手当ということで、上の職員手当のところ、出てるんですけども。この簡易水道だけやなしに、水道事業会計でも同様、時間外をずっと出してんですね。時間外で、どういうことをさせてるのかちゅうのが、ちょっとわからんですけど、とりわけ、この簡易水道の時間外というのを教えていただきたい。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

まず、証明手数料の関係なんですけど、これは水道料金の納入の証明の手数料です。先ほど言ったように、300円なんですけど、本来、当初のときに節をつくって、受け入れ項目をつくっていなければいけなかったんですけど、その後、項目がなかったちゅうことで、今回、その項目を増設するというところでございます。

それから、時間外手当についてです。これについては、水道料金の夜間徴収。それから昼夜問わず、水道管の場合は漏水とか、配水管の破管等が大変多くありました。ことしは、特にまた多くてですね。その修繕工事に夜間作業が必要になったということでございます。特に、湯布院やは観光地であるため、なかなか昼間にできないということがあります。

それから、特に、ことしは9月の新会計システムと、10月の新料金システムに移行した経緯があります。この入力とチェック等ですね、夜間に作業をしなければならなかったということが大きな原因となっております。

これからもですね、一応、厳冬期、寒い時期になりますし、当然漏水、配水管の破管が予想されております。庄内、湯布院地域でも、特に湯布院地域について、先ほどのような事象ありますので。夜間に工事することが多くなると予想されております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 料金を納入した証明というのは、どういうことに利用されるんですか。今までは予算上にも計上されてなかったわけでしょ。決算で上がったんですか。（発言する者あり）300円。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道料金の納入証明書をくださいという方が1人おられたんですよ。その事象が9月に発生して、300円なんですけど、300円の手数料がありまして、それを入れるのに受け入れ先がなかったということで、現在は設計審査の手数料のほうに、一時的に入れておりますけど、それは補正によって、また、節に更正したいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） たまたま今回だけというふうに考えていいんですか。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） そのとおりでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。

これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第87号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第18、議案第87号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 最後の給与明細書なんですけど、職員が1名ということで、9ページの職員1人当たりの給料のところ、ごらんになってほしいんですが、年齢が1歳若くなって、給料が高くなってると。しかし、給与月額としては、かなり安くなってると。2万6,000円。これが理解したがいんですけどね。わかりやすく、あ、なるほどというような説明をお願いします。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えいたします。

給与月額の差異につきましては担当職員の違いによるものですが、給料の額については経験年数により額が決定すると、給与担当課から聞いております。

次に、給与費の減額につきましては、職員手当のうち扶養手当、通勤手当等の変更に伴うものでございます。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第88号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第19、議案第88号平成23年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これで公共下水道事業特別会計とおさらばするんですかね。決算まであるんか。でしょうけども、基本的に、処理場用地そのものが、どこが管轄することになるのか。それとともに、あそこを利用計画書、利用計画をつくるようになってるようにあるんですけど、それをいただいてないようにあるんですけども、渡したけども、私が忘れてるんかどうか、わかりませんが。そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 都市・景観推進課長でございます。お答えいたします。

まず、終末処理場用地の担当課ということでございますが、平成22年度におきまして、終末処理場用地を公園管理者への財産処分を、国県ともに承認をいただいております。それを受けまして、平成23年4月1日から、公園用地としまして、都市・景観推進課のほうで管理をいたしております。

さらに、用地の利用計画書につきましては、現在、多目的公園としまして、基本計画の策定を終えております。このことにつきましては、今常任委員会を通じて、また、全協のほうで説明が必要であれば、していきたいと、（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）というふうに思います。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第89号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第20、議案第89号平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 3ページをお開きになってほしいんですが、今回の補正で上水道の管理人の退職手当組合負担金というのがあります。これ挟間のことで、私が言っているのかなと思うんですけど、退職手当組合に、どうして入ってるのかな。ちょっと疑問に思ったんですけど、いわゆる、嘱託職員ですよ。本来、私、知っていなきゃならんかったはずのことなんや

けど、改めて、教えてください。お願いします。

その上の管理人の割増賃金時間外というのがあります。その嘱託職員の時間外手当なんですけども、先ほどの新しいシステムに対する入力等を時間内でなくて、残業していってもらおうというのをお聞きしたんですけども、上水道の管理人に料金徴収や、そういうことまでさせるんかなと、ちょっと思うんですけども、もっとほかにあるんなら、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

まず、浄水場の嘱託職員の契約状況ということで、これは挾間の浄水場運転管理規定をつくってます。管理規定によって、1年更新で契約をしております。退職手当組合について、この浄水場の職員について、知識とか、経験とか、資格等が必要で、1年で交代できるというようなものではありませんので、施設の管理が1年でできるような分じゃありませんので、旧挾間町から、毎年更新して、現在まで雇用している経緯があります。このようなことから、今後も長期継続したいということから、大分県退職手当支給条例施行規則の中で、一応、加入ができるということでしたので、それで加入しております。

それから、時間外手当についてですけど、浄水場の職員ということで、これ、先ほど、挾間浄水場運転管理規定の中で、時間外勤務の割増賃金の関係で、昨年度、22年度までは100分の80で割増賃金を行っておりました。それを一応23年から100分の125という形で、この浄水場の職員については、毎日3人の職員がおるんですけど、これを交代で、5時から9時まで、一応、浄水場の管理をしてもらっております。その分の時間外でございます。

それから、同じ職員についての時間外なんですけど、これは先ほど簡水のときにも説明したように、水道料金の夜間徴収と挾間・湯布院の昼夜なく発生する漏水とか、配水管の破管の修繕工事が主です。同じく、先ほど言ったように、新会計システムと新料金システムについても、当然職員が時間外の作業をしたということでございます。ことしは特に湯布院の上水については、電線の地中化工事があったときに、移設の工事もあったんですけど、それに伴う修繕やらがいろいろあったもんですから、時間外手当が大分かかりました。その分で、今回補正をお願いするんですけど、今後も、今から寒い時期になりますので、当然、配水管の破管とか、漏水が起こる可能性がありますので、そういうところを見越したところで補正をしております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今、当然1年でやれる仕事じゃないというふうに言われて、長期雇用をして、なおかつ、雇用契約は1年ごとにやっているということで、非常に、そこ辺の雇用の仕方がどうなんだろうかというふうに、今、ふと思いました。これは改めて、委員会でも議

論していただけるとお思いますから、報告の中で、その模様をお伺いし、改めて検討したいというふうにお思います。

以上で終わります。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後 2 時 42 分休憩

.....
午後 2 時 43 分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

お諮りします。ただいま市長から追加の議案 2 点が提出されております。ついては、この提出議案 2 件を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として、議題にいたしたいとお思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、追加議案 2 件は、追加日程第 1、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

----- . ----- . -----
追加日程第 1. 議案第 9 0 号

追加日程第 2. 議案第 9 1 号

○議長（生野 征平君） それでは、追加日程第 1、議案第 9 0 号由布市市営住宅条例の一部改正について、及び追加日程第 2、議案第 9 1 号由布市市営住宅条例の一部改正についてを一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました追加議案につきまして、一括して、提案理由を御説明申し上げます。

この追加議案は、議案の取り下げ措置をさせていただきました由布市市営住宅条例の一部改正につきまして、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例により、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を要する由布市営庶民住宅の廃止を伴う議案第 9 0 号由布市市営住宅条例の一部改正についてと、本条例の適用のない市営住宅の名称等の変更を行う議案第 9 1 号の由布市市営住宅条例の一部改正についてに分けて、提案を行うものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 産業建設部長です。

議案第90号の詳細説明をさせていただきます。

議案第90号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年12月14日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市営庶民住宅の老朽化に伴う廃止による。

裏面をお願いいたします。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例。由布市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表第1、由布市営庶民住宅の項を削る。施行日につきましては、公布の日から施行するとしております。

なお、本案件につきましては、地方自治法第244条の2、第2項及び由布市議会の議決に付すべき契約及び、特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、特別議決となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第91号の詳細説明をさせていただきます。

議案第91号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年12月14日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、市営住宅の名称等の変更による。

裏面をお願いいたします。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例。由布市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるということで、別表第1のすべてを改めるものでございます。

別表第2、由布市営小野屋住宅を由布市営小野屋第2住宅と改めるものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第90号、議案第91号の詳細説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（生野 征平君） 以上で、議案の詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第90号について、質疑を行います。質疑はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 1番、鷺野弘一です。

何で、この時期に名前を変えるのかと。これは（発言する者あり）いや、廃止なんですけどね。いいんだけど、私が言いよるのは、何でこの時期にするのかと。もう少し、全部まとめて、これ29年から住宅が全部建ってるわけなんですね。昭和。そして、昭和29年たってまして、挟間が15戸、庄内が約82戸、こういう、もう古い住宅があるんですけども、こういう全部の見直しをした上で廃止をすとかいうことをしてるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。質問にお答えいたします。

今回、庶民住宅の廃止ということで、それに伴って、名称も変更ということで考えております。廃止を先行したいということで御理解をいただきたいと思っております。（「古いやつを皆廃止して」と呼ぶ者あり）古い住宅はですね、まだ、1棟全部が空いとったりしてませんで、長屋形式等については、5戸のうち1戸とか入っておりますので、まだ取り壊せない。時期がまいったら、また廃止条例として、提案をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） この廃止については、私、前から言っておるんですけども、全部を見て歩かれたのかどうかですね。単発にちょこっとだけの廃止するんじゃなくて、この機会に廃止ということを出すのであれば、私、やっぱ、全部見直して、やはり、いい住宅でも、空いてる所があるんですけども、そういう所に中のおられる方を移動させるとかですね。そしてやはりなるべく早い時期に（発言する者あり）違うかな。だけど、そういうふうにして、私言うのは、安全性ですね。50年以上建ってる住宅がまだこういうふうに残ってるちゅう中で、一部だけを廃止するんじゃなくて、そういう見直しを早い時期にしないと、中に住んでる方、市の建物では耐震性を言われますけれども、こういう住宅においては、耐震性ちゅうのは、建設課長、どういふふうに見られてしよるのか。もう50年たって、普通の民家が建ててるような材木を使ってないというのが大体ほとんどなんですね。出られた方見ると、根太木がもう腐ってたとかいふふうなのが多いんですけども。もし、事故があったとき、どうするのかと。こういうふうに見直しをするのであれば、この時期に、もう少し、深い見直しをすべきじゃないんですかね。単発だけするんじゃなくて、もう少し広い目で見ただけのことではできませんか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

議員御指摘のように、昭和29年からの木造の建物も残っております。現在、管理戸数として581戸でございますが、60数戸空き家が出ております。今、宮田団地等においては、解体を前提として、宮田団地の中の空いている住宅に移ってもらったり、そういう手続等をとっております。まだ、全部解体できるといいんですが、まだ、その時期に至っておりませんので、時期に至れば、またお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） じゃあ、所管の方に、これもずっと見ていただいて、住宅がどういふ状況であるかちゅうのを確認した上で、廃止も早い時期にさせていただくと。そうすると、こういう場所に、早い時期に廃止をして、もう少し廃止の数をたくさん出していただけるようにお

願いたします。もう答弁いいです。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑ありませんか。14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 太田です。この由布市庶民住宅は、何年から、空室状況が続いていたのか。それと、この管理状況はどういうふうな状況を担当課はされてきたのか。それと、ことしの2月にあった不幸な事故、事件が、その後、どういうふうに解決されたのか、お伺いたします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。お答えをいたします。

最初、全部の住宅があいた時期は、ちょっと、今、記憶をしておりません。また、後でお知らせをしたいと思います。

庶民住宅の事故の件でございますけど、7月の末に事態が発生をいたしまして、その後、遺族の方などとやりとりしながら、11月2日にすべてのやりとりを遺族の方と終了して、問題は解決したというふうに報告を申し上げます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） こういう事件が起こったことに対する管理責任という点では、担当課なりはどういう考え方を持っていて、これからも、そういう、空き家に対する管理体制というか、そういう部分では、どういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

庶民住宅につきましては、大変引き継ぎ等が至らずに、大変申しわけないことをしたと思っております。先ほども鷺野議員の質問の中で申し上げましたように、約60戸ほどの空き室がございます。定期的にと申しますか、空き室の状況を確認して、管理体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 空き室の、退去されたときに、その部屋のかぎ等はどういう返還とか、そのたびにかぎを新しいかぎに交換とか、そういう、いわゆる一つは、合いかぎを使って、不審者が、不審者というか、以前使ってた人が合いかぎを持っていたりとか、そういうこともあるんで、そういう事故も最近、由布市ではありませんけど、報告があったんでね、聞いてるんで、そういう対策はどうされてますか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

れると、ちょっと、私もね、あのとき議論したのは、一体なんだったんかとなるんで、副市長で言ったので、大体、その経過もわかります。だから、言い方としては、慎重にやってほしいと。全然関与してなくてね、勝手に入ったちゅうようなことじゃないんで、そこ辺はきちっとしてもらいたいと思います。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 先ほどの発言は撤回いたします。申しわけありません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について、質疑を行います。

質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） なぜ、今までしなかったかちゅう2番目の問題は、先ほど鷺野さんとの議論で大分やられたんで、そのことは言いませんけども、気になるのは、この表記の仕方、中点ですね。こんなのは、普通あるんかなと。これは1番最初の専決承認のときにも言ったことなんですけども。こんな書き方はあり得んというふうに言ったんですけども。今度、検討もされんで、また、この中点をぼこっと打って使ってるんですけども。幾つかあるわね。市営黒ヶ鶴（クロガヅル）住宅。黒ヶ鶴（クロガヅル）ちゅうんか。（発言する者あり）うん。由布市庄内町大龍2284番地4・2486番地9ちゅうですね。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 前の議案じゃないですか。

○議員（12番 西郡 均君） これ、変わっちゃよるのかな。（発言する者あり）そうや、朝、事務局もらいいったん。あら、書き換えちよら。（発言する者あり）どうもお詫びいたします。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。8番、新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） 8番、新井です。

今、西郡さんと同じことなんですけど、提案理由の名称等で、名称等の変更によるで、ちょっと、そういった改正をしてるんですけども、その撤回した78号では、現行と改正案で別々に表記していたんですけど、西郡さんの言うように、前は2つの番地を出していて、今回新しく4カ所ほど、そうした位置名を変えて、変えた理由ですね。多分、今、西郡さんから指摘されたことなんですけども。

それと、名称が恐らく合併前、旧町のそのままやってるんでしょけど、挾間町が住宅と団地に分かれてます。庄内町が全部住宅で統一してます。湯布院町が団地で全部統一してます。ここ変える方向はなかったのかということ、ちょっとお聞きします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、住宅の位置の所が現行の条例では地番を2つ並べて書いていたりしておりました。その方法が庄内と湯布院で記載の仕方が異なっておりました。詳細に、いろんな団地等調べました結果、この地番、載っている地番以外にも、複数の地番がございまして、全部記載することができなくなりましたので、代表地番のみの記載といたしました。それと住宅の名称でございまして、合併前から、それぞれの地域で名称のつけ方があったと思います。この名称が定着をしておりますので、このままお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） 一つ、ちょっと、湯布院地域がわからないんです。下から5番目の岳本上団地と川上団地が同じ番地なんですよね。それで、前の改正前の分を見ると、1140番地1と、さっきの点の7って。だから、1と7に分けたらどうやったのかなという、私は疑問があるんですけど、その辺が同じ番地でいいのかどうか。お聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） しばらくお待ちください。ここで暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

.....
午後3時07分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

この両団地とも同じ地番の中に所在がございまして、よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） 私はよくわからないんですけど、1と7が前の所あったんだから、1と7に分けられなかったのかなということなんですよ。どっちかが、岳本上（発言する者あり）それをじゃあ、所管の委員会でお願ひします。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 90か、91号か、どちらでもよかったんですが、現在581戸、戸数がある中で、何人ぐらい、入居者数が把握できてるのか。それと契約者というんですかね、契約者が現実に住まわれていない場合でも、その契約が続行できるのかという、その辺はもう家族ということで、全く把握できないのかどうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

入居の人数でございますけど、今、把握しておりません。入居の戸数は513戸でございます。その住宅の入居者が、いるいない、契約者だと言われましたけど、私のほう、退去とかの手续をしないとですね、それが把握できませんので、そういう書類の届け出があれば、把握できますが、現状ではちょっと無理かなと思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 何を言いたいかという、いわゆる又貸しみたいな入居がされてる所もあるんじゃないかなというのを、何となく、薄々、ちょうど、今、出てましたけど、川上団地あたりはね、私たちが回っても、全然、由布市に住民票がないような人が入居してるような節があるんでね。その辺は管理者として、やはり、日ごろから、その辺の調査というか、その辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑は終わりました。

それでは、議案第74号から議案第77号及び議案第79号から議案第91号までの合計17件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程はすべて終了しました。

次回の本会議は、12月20日、午前10時より委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでした。

午後3時10分散会
